

平成26年第3回奈井江町議会定例会

平成26年9月5日（金曜日）

午前10時00分開会

○ 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議長諸般報告

1. 会務報告

2. 議会運営委員会報告

3. 委員会所管事務調査報告

4. 例月出納定例検査報告

第4 行政報告（町長、教育長）

第5 報告第1号 補助団体監査結果報告について

第6 報告第2号 平成26年度に公表する健全化判断比率について

第7 報告第3号 平成26年度に公表する資金不足比率について

第8 報告第4号 平成26年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について

第9 議案第1号 平成26年度奈井江町一般会計補正予算（第3号）

第10 議案第2号 奈井江町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

第11 議案第3号 奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第12 議案第4号 奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

第13 議案第5号 奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

第14 認定第1号 平成25年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号 平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成25年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の

認定について

認定第7号 平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について

第15 請願第1号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する請願書

○ 出席議員（10名）

| | | | | | |
|----|----|-----|-----|----|----|
| 1番 | 遠藤 | 共子 | 2番 | 石川 | 正人 |
| 3番 | 三浦 | きみ子 | 4番 | 大矢 | 雅史 |
| 5番 | 森岡 | 新二 | 6番 | 森 | 繁雄 |
| 7番 | 笹木 | 利津子 | 8番 | 森山 | 務 |
| 9番 | 鈴木 | 一男 | 10番 | 堀 | 松雄 |

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

| | | | |
|----------|-----|----|----|
| 町 | 長 | 北 | 良治 |
| 副町 | 長 | 三本 | 英司 |
| 教育 | 長 | 萬 | 博文 |
| 会計管理者 | | 篠田 | 茂美 |
| まちづくり課 | 長 | 相澤 | 公 |
| くらしと財務課 | 長 | 小澤 | 克則 |
| ふるさと振興課 | 長 | 碓井 | 直樹 |
| おもいやり課 | 長 | 馬場 | 和浩 |
| まちなみ課 | 長 | 大津 | 一由 |
| 健康ふれあい課 | 長 | 小澤 | 敏博 |
| やすらぎの家施設 | 長 | 表 | 久義 |
| 教育次 | 長 | 山崎 | 静 |
| くらしと財務課 | 長補佐 | 秋葉 | 秀祐 |
| 教育委員 | 長 | 堀 | 美鈴 |
| 農業委員会 | 会長 | 大関 | 光敏 |
| 代表監査委員 | | 中野 | 浩二 |

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

| | | | |
|-------|---|----|-----|
| 議会事務局 | 長 | 岩口 | 茂 |
| 庶務係 | 長 | 栗山 | ひろみ |

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

定例会ご出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員10名で、定足数に達していますので、平成26年奈井江町議会第3回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、7番笹木議員、8番森山議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題と致します。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から12日までの8日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から12日までの8日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

(10時01分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。

議会運営委員長、6番森議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。

第3回の定例会の出席、大変、ご苦労さまでございます。

今定例会までに、議会運営委員会を開催致しておりますので、ご報告を申し上げたいと思います。

委員会開催日平成26年8月29日、調査事項、第3回定例会議会運営について、調査内容①議事日程について、②町政懇談会の報告書について。

続きまして、委員会開催日平成26年9月1日、調査事項、第3回定例会議会運営についてでございます。調査内容①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④決算審査特別委員会について、⑤請願、意見案、陳情、要請等の取り扱いについて、⑥調査等についてでございます。

以上、議会運営委員会を開催致しておりますので、報告を申し上げます。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時02分)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。

第2回定例会におきまして付託されました調査事項の調査を終了しておりますので、ご報告を申し上げます。

委員会開催日7月11日、調査事項、調査第1号「公営住宅等長寿命化計画の策定と

維持管理について（現地調査含む）」

まちなみ課長、住宅環境係長、住宅環境係主査の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討しました。

調査内容ですが、1. 町営住宅等の管理状況について、2. 公営住宅等改善事業等箇所図について、3. 公営住宅改修工事等の実績及び予定一覧について、4. 住宅使用料年度別決算状況一覧表について、5. 公営住宅等長寿命化計画の概要について、6. 奈井江町住生活基本計画について、7. 奈井江町公営住宅等長寿命化計画についてです。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望としまして、公営住宅等長寿命化計画では、平成35年度までの計画期間において、32戸の新規建設予定と共に、屋根改修などの維持管理が計画され、管理戸数目標については80戸減の440戸を目標とすることが報告された。

公営住宅等は、少子高齢化・定住化対策への寄与はもとより、障がいのある人への配慮などの取り組みが行われてきたことは、評価するものである。

今後とも、本町の良好な住環境の形成のため、適正な維持管理による公営住宅等長寿命化計画の推進に努められたい。

その中で、公営住宅の建設にあっては、今後のまちづくりにも大きく影響するもので、高齢者に配慮した建設地や子育て世代、障がいのある人にも十分配慮されるよう望むものであります。

次に、委員会開催日7月31日、調査事項、調査第2号「新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について」

健康ふれあい課長、健康ふれあい課主幹、健康づくり係長の出席を求め資料の説明を受け質疑を行い検討しました。

調査内容ですが、1. 奈井江町新型インフルエンザ等対策行動計画概要については、計画の趣旨、基本方針、対策。

2. 奈井江町新型インフルエンザ等対策行動計画についてであります。

また、参考と致しまして、保健師業務分析・計画についてです。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望としまして、新型インフルエンザ等対策行動計画では、国や町が連携・協力し、対策の基本的な考え方、実施体制、予防・防止対策、町民生活の安全確保など、発生段階に応じた総合的な対策を推進することで、感染拡大の抑制、町民生活に及ぼす影響を最小とするために、関係法令に基づき改定される計画の説明を受けた。

町民一人ひとりが、新型インフルエンザ等に対する正しい知識に基づき、適切な行動や準備を行うことが必要であり、発生前からの情報収集や町民が混乱しないよう、分かりやすい情報発信の工夫に努めて頂きたいというものであります。

次に、委員会開催日同じく7月31日、調査事項、調査第3号「地域交流センターの指定管理について（現地調査含む）」

ふるさと振興課長、商工係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施しました。

調査内容ですが、1. 利用状況について、2. 収支状況について、3. 修繕等の状況に

ついて、4. 地域交流センター維持管理業務実施状況について、5. 地域交流センターの指定管理業務に関する協定書について、6. 地域交流センターの指定管理業務に関する業務報告書について、これは4月分から6月分までです。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望としまして、地域交流センターは、平成25年度に8万4千人の利用者があったものの、前年度比7.6%の減少となり、本町のみならず全道の「道の駅」においても近年利用者の減少と、施設の老朽化等が共通課題となっていることが報告された。

今後、同センターは情報発信、休憩機能、地域振興など、道の駅としての機能が十分に発揮できるよう、地域交流センターとしてのあり方や活性化の方策などについて第三者機関を設置し、施設の長寿命化やリニューアルなど、ともに安心して利用しやすい施設づくりについて、次期まちづくり計画への位置づけを検討されたいというものであります。

次に、委員会開催日8月18日、調査事項、調査第4号「町税の賦課徴収と財政状況について」

くらしと財務課長、くらしと財務課長補佐、収納主幹、財政係長の出席を求め、資料の説明を受け質疑を行いました。

調査内容ですが、平成26年度賦課課税状況については、1. 個人町民税課税状況について、2. 法人町民税申告状況について、3. 固定資産税課税状況について4. 都市計画税課税状況について、5. 軽自動車税課税状況について、6. たばこ税申告状況について、7. 国民健康保険税賦課状況について、8. 後期高齢者医療保険料決定状況について、9. 平成25年度町税等徴収実績一覧表についてです。

財政状況については、1. 奈井江町の財政構造25年度決算について、2. 健全化判断比率の状況25年度決算について、3. 主な財政指標の推移について、4. 町債残高と公債費の推移一般会計について、5. 町債残高と公債費の推移全会計について、6. 各種基金の積立状況について、7. 町債発行額の推移一般会計についてであります。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望として、税の徴収において、空知総合振興局との共同催告など様々な手法により努力されており、そのことが徴収率の向上に繋がっていると評価する。

税は、町政運営の自主財源であり、公平性の確保の観点からも、今後とも徴収率の向上に努めていただきたい。

財政状況では、地方交付税が減少している中、健全な財政運営の努力に対し敬意を表するものであります。

以上、所管事務調査の報告と致します。

4. 例月出納定例検査報告

(10時12分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願

たいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告(町長、教育長)

(10時13分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

大変ご苦労さまでございます。

平成26年第2回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。

まずは、まちづくり課関係でございますが、7月14日、15日の2日間にわたりまして、北海道議会及び知事に対しまして、更には7月30日に道内選出国會議員、各省庁の幹部等に対し、空知地方総合開発期成会と致しまして、要請活動を行って参りました。

「地方交付税の確保、充実」、「地域医療の確保と健康施策の充実」等、空知地方の広域的・管内的課題について、強く要請を行ってきたところであります。

このほか、7月15日には、中空知5市5町の首長、議長が集まり、中空知定住自立圏形成協定の合同調印式を行いました。

現在、各市町から選出されました27名の委員で構成されております「中空知定住自立圏共生ビジョン懇談会」が開催されまして、10市町の特色を生かした連携事業に関する意見交換がなされております。

7月31日、「公立高等学校配置計画地域別検討協議会」が、開催されました。

奈井江商業高校につきましては、一昨年の4月に示されたとおり、平成27年度から商業科の窓口が閉じられ、情報処理科のみの募集となるわけでございます。

町と致しましては、今まで行ってきた支援に加え、新入生に対する支援策を強化して参りたいと考えております。

内容につきましては、リニューアルした制服の購入代金の全額助成、町内からの入学

者に対する支援を10万円から20万円に増額、町外からの入学者に対する10万円の支援、そして、通学費の全額助成を実施したいと考えておりました、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

隔年で開催しております町政懇談会を8月12日から9月11日までの予定で実施しております、茶志内連合区を皮切りに全11ヶ所の会館を訪れまして、町の幹部職員と共に、参加者一人ひとりと膝を交えながら、町政全般にわたる貴重な意見交換を行っております。

この後、本町、南町の2地区の開催を残しておりますが、本年は、次期まちづくり計画の策定に係る、たくさんの貴重なご意見を賜っているところであります。

8月21日から29日までの9日間にわたりまして、高校生2名、中学生3名、そして職員2名で構成する視察団を、3年ぶりにフィンランド・ハウスヤルビ町へ派遣しました。

帰町した職員からは、現在、フィンランド全国で検討されている市町村合併等の現状について、報告を受けたところであります。

8月28日には、災害時の町民の避難を中心とする防災総合訓練を開催致しました。

北町連合区自主防災組織や関係機関のほか、見学に訪れた多くの町民など、総勢180名が参加する中、3時間にわたりまして、避難訓練や応急救護の体験、災害救助システムの説明などが実施されまして、実り多き訓練になったと考えているところであります。

次に、ふるさと振興課関係でございますが、今年の作況状況について、説明をしたいと存じますが、8月15日現在の作柄と致しまして、北空知を含む道内のほとんどの地域で106以上の「良」となる見込みが、北海道農政事務所から発表されました。

8月29日、町内16のほ場において、農業委員会と共に実施致しました「4品種の生育状況に係る作況確認調査」におきましても、町内全域でバラつきもなく、前年の調査とほぼ同様に良好の作況となっております。

今後の収穫作業が順調に進み、良品質米による豊作を期待するところであります。

最後に、健康ふれあい課関係について申し上げますが、6月26日、商工会と「高齢者のための地域見守り活動に関する協定書」の締結を行いました。

高齢化が進行する中であって、日頃の見守り活動の推進は、町民の安全、安心の観点からも、意義のあるものだと考えております。

以上、一般行政報告と致します。

(教育行政報告)

(10時19分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第3回定例会、大変、ご苦労さまでございます。

お手元でございます、教育行政報告に基づきまして、3点について、ご報告を申し上げます。

まず1点目でございます。

7月17日に開催されました「北海道・第5採択地区・教科用図書・採択教育委員会・協議会」についてでございます。

平成27年度から、小学校において使用する教科書について、関係法令の規定に基づき、「教科用図書選定委員会」を設置を致しまして、調査研究を行い、その結果報告を受けた後、直ちに「北海道・第5採択地区・教科用図書・採択教育委員会・協議会」を開催し、学習指導要領の目標や内容を踏まえ、空知管内9市14町で構成する第5地区の教科ごとの教科書を、採択したところでございます。

その結果に基づき、7月30日開催されました、第7回町教育委員会において、承認をし、来年度から、本町で使用する小学校の教科書を決定したところでございます。

次に、2点目についてでございます。

8月6日、7日の2日間に渡りまして、奈井江商業高等学校のPRのため、砂川市、美唄市等の近隣市町及び岩見沢市、5市3町、計17校の中学校を訪問し、町独自で実施しております支援策等も含めまして、PRをさせて頂いたところでございます。

各学校とも、来年度の生徒の進路につきましては、まだ未定とのことですが、複数の校長より、「子どもたちが進路を選択する上で、大切な学校であり、是非とも、奈井江商業の存続を望む」旨の声を伺ったところでございます。

次に3点目は、行政報告には記載してございませんが、4月22日に、小学校6年生、中学校3年生を対象に行われました全国学力・学習状況調査の調査結果が8月25日、文部科学省より、公表されたところでございます。

全道の学力テストの状況につきましては、報道機関で報道されておりますとおり、本年度におきましても、小学校・中学校とも全国平均には及びませんでした。

なお、本町の学力テストにおきましては、小学校では、全国平均には及ばなかったものの、国語基礎以外の国語応用・算数基礎、応用とも全道平均を上回る結果となりました。

また、中学校におきましては、国語応用を除く、国語基礎、数学基礎、応用とも、全国平均を上回る結果となったものでございます。

今後、各学校において、文部科学省から提供されている、詳細なデータを分析・検証し、学力向上に向けて、学習指導に生かして参りたいと考えております。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 報告第1号の上程・説明・質疑

(10時22分)

●議長

日程第5、報告第1号「補助団体監査結果報告について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会のご出席お疲れさまでございます。

議案書1頁、報告第1号「補助団体監査結果報告について」

地方自治法第199条第7項の規定により、平成25年度に町が補助金を交付した団体の監査をした結果について、監査委員より別紙のとおり報告があったので、同法第199条第9項の規定により、これを公表する。

平成26年9月5日提出、奈井江町長。

別冊でお配りしておりますが、平成25年度中に、町が財政援助を行った139団体個人58事業のうち30団体39事業について監査を実施し、それぞれ確実に収納、目的に従って執行されている旨、報告がありましたので、これを公表しようとするものであります。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第1号を報告済みと致します。

日程第6 報告第2号の上程・説明・質疑

(10時24分)

●議長

日程第6、報告第2号「平成26年度に公表する健全化判断比率について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

2頁をお開き下さい。

報告第2号「平成26年度に公表する健全化判断比率について」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成26年9月5日提出、奈井江町長。

平成26年度に公表致します健全化判断比率については、平成25年度決算に基づき算定され、赤字額の規模を示す実質赤字比率及び連結実質赤字比率については全会計において、赤字資金不足は生じていないことから、該当なしであります。

また、公債費の負担を示す、実質公債費比率については13.3%、将来における負債の負担を示す将来負担比率については78.3%であり、いずれの比率につきましても早期健全化基準を下回っております。

以上、健全化判断比率について、報告致しますので、よろしくお願いを致します。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第2号を報告済みと致します。

日程第7 報告第3号の上程・説明・質疑

(10時26分)

●議長

日程第7、報告第3号「平成26年度に公表する資金不足比率について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

3頁をお開き下さい。

報告第3号「平成26年度に公表する資金不足比率について」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成26年9月5日提出、奈井江町長。

平成26年度に公表致します資金不足比率については、平成25年度決算における公営企業の資金不足の規模を示すものでありまして、病院事業会計、老人保健施設事業会計、老人総合福祉施設事業会計、下水道事業会計の4会計において、資金不足は生じていないことから、該当なしであります。

以上、資金不足比率について報告致しますので、よろしくお願いを申し上げます。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第3号を報告済みと致します。

日程第8 報告第4号の上程・説明・質疑

(10時28分)

●議長

日程第8、報告第4号「平成26年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の4頁をお開き下さい。

報告第4号「平成26年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、次のとおり平成26年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書を町議会に報告する。

平成26年9月5日提出、奈井江町長。

記と致しまして、別冊で配布しておりますが、このことについて教育委員会より報告

書の提出がありましたので、町議会にこれを報告しようとするものであります。

概要については、担当から説明をさせます。

●議長

教育次長。

●教育次長

改めまして、おはようございます。

第3回定例会ご出席、お疲れさまでございます。

別冊の「平成26年度教育委員会事務事業の点検及び評価報告書」をご用意いたします。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告を行うものであります。

点検及び評価の方法につきましては、平成25年度に行いました事務の管理及び執行の状況について、教育委員会が自己評価を実施し、その評価に関して教育委員会外部の学識経験者を委員とする奈井江町教育委員会事務事業外部評価会議から、評価及びご意見を頂くというものでございます。

それでは概要につきまして、ご報告を致します。

本年度は、平成25年度に行いました主要な58の事務事業の取り組みについて、平成26年7月30日に開催致しました外部評価会議において、3名の委員から、客観的かつ総合的に、各事務事業へ、奈井江町の状況に照らし合わせた事業展開の必要性などについて貴重なご意見を頂いたところでございます。

また、8月開催の定例教育委員会において、本報告書を可決し、今回の町議会第3回定例会に、提出をさせて頂いたところでございます。

この報告書につきましては、現在、奈井江町ホームページ上でも公表をしているところでございます。

本報告書の点検及び評価の対象項目につきましては、「平成25年度教育行政執行方針」に示しました施策の柱8項目に基づき実施した事務事業と、教育委員会の開催状況を加えた9項目からなっております。

4頁をお開き下さい。

1つ目の柱の「1学びの充実」では、4頁の下段「1の体験学習農園の実践」から6頁の「12学生ボランティアによる学習サポート事業」にわたります。主要な12事業について、それぞれ自己点検・自己評価を行い、各種事業の取り組みを外部評価委員に説明を行い、委員から次のようなご意見を頂いたところであります。

1つには、小学校外国語活動の学年を引き下げることが検討されているなど、今後もより一層の英語教育を充実させることが必要なため、ALTを活用し就学前の幼い時期から英語に慣れ親しむ機会を更に増やすよう努められたい。

2つ目には、学生ボランティアを活用し、長期休業中に学習課題の解消や学習習慣の定着を図るには、本事業は大変有効であると考えてるので、高校生のボランティア活用も

視野に入れ、継続して実施されたい。

3つ目には、ティーム・ティーチング授業は基礎学力の定着を図るために、今後も継続して実施されたい。また、成果が分かるような報告とするよう努められたい。

4つ目には、奈井江商業高校は、当町のまちづくりに重要な存在である。引き続き高校と連携・協力し、入学者の増が図られるよう努力して頂きたい。また、検定料の助成を実施しているが、合格の奨励等、生徒が意欲的に取り組むような支援も検討願いたい。以上4点についてご意見を頂いたところでございます。

次に、7頁をお開き下さい。

「2豊かな心を育む教育」では、主要な3つの事業の取り組みに関して、外部委員からは、1つには、子どもたちの日ごろの悩みの解消や不登校問題に対して、引き続きスクールカウンセラー等と連携し、早期発見・早期対応に努めるように。

2つ目には、子どもたちが、携帯電話のメールやインターネットを利用する機会の急増に伴い「いじめ問題」も深刻化していることから、利用にあたっての基本的なルールやマナーについての指導と啓発に今後も努力願いたい。との、ご意見を頂きました。

8頁の「3心身の健康の育成」では、毎年不審者が出没しているので、安全確保と未然防止のため、引き続き啓発活動と関係機関への情報提供に努め、また、見守り隊によるパトロール活動のPRについて工夫願いたい。との、ご意見を頂きました。

9頁の「4学校教育環境の整備」では、主要な6事業の執行状況に対しまして、子どもたちが、安全安心な学校生活を送れるよう、引き続き施設整備に万全を期し、当該施設は、避難所建築物にも指定されていることから、適正な維持管理に努めるよう求められたところであります。

10頁の「5生涯学習の推進」では、13頁までにわたります、主要な13事業の取り組みに対し、公民館講座は、前年度より参加者が50名増加しているので、引き続き魅力ある講座内容の工夫、開催時期の検討、町民ニーズの把握などを行い、参加者拡大に努力願いたい。とのご意見でした。

13頁の「6青少年の育成」では、15頁までにわたります、主要な9事業に対し、1つには、図書館事業では他施設と連携し行事を充実させたことを評価頂き、今後も事業内容の工夫と充実に努め、乳幼児期からの読書推進にも一層の取り組みを求められました。

2つめには、子どもたちが、優れた舞台芸術に触れることは、子どもたちの芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養い、優れた才能の芽を育てる上でとても重要であるので、「芸術鑑賞会」の更なる充実を図って頂きたい。との2点のご意見を頂きました。

15頁の「7スポーツの振興」では、1つには、スポーツ教室は、スポーツをする上で欠かすことの出来ない基本的なマナーを学ぶ場となっていることから、本教室に対する支援を継続し、指定管理者と連携を図り、スポーツの普及と参加者の拡大に努めて頂きたい。

2つ目には、全町ミニバレーボール大会を男女混合編制にし、内容を工夫したことを評価頂き、今後も事業の継続をして頂きたい。との、ご意見を頂きました。

17頁からの「8芸術文化の振興」では、文化ホールでのコンサートの入場者数が、

前年度より348名増加したことを評価して頂きました。

今後も町民をはじめ一人でも多くの方々に足を運んで頂けるよう努力して頂きたい。
との、ご意見を頂きました。

18頁の「教育委員会活動状況」では、教育行政の効率的な運営や教育環境と教育内容の充実と向上のために、今後も継続して学校との連携を図ることを、望まれたところ
であります。

以上が、平成25年度に行った教育委員会事務事業の点検及び評価の結果報告であります。

外部評価委員から頂きました意見を真摯に受け止め、今後の事業内容の充実、改善に
役立て、効果的な教育行政を推進して参ります。

以上、報告書のご説明とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

●議長

以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第4号を報告済みと致します。

日程第9 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時37分)

●議長

日程第9、議案第1号「平成26年度奈井江町一般会計補正予算(第3号)」を議題
とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書5頁をお開き下さい。

議案第1号「平成26年度奈井江町一般会計補正予算(第3号)」

平成26年度奈井江町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,649万
3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,731万2千円と
する。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月5日提出、奈井江町長。

次の頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、1款町税7,005万4千円を追加し7億4,559万円、9款地方特例交付金3万4千円を減額し86万6千円、10款地方交付税2,334万7千円を減額し2億8,765万3千円、14款国庫支出金166万2千円を追加し2億6,694万4千円、15款道支出金434万2千円を追加し3億2,624万2千円、17款寄附金165万円を追加し228万円、18款繰入金3,053万円を減額し2億7,202万3千円、20款諸収入1,385万8千円を追加し1億608万7千円、21款町債116万2千円を減額し3億5,053万8千円、歳入合計3,649万3千円を追加し47億2,731万2千円。

次の頁をお開き下さい。

歳出、2款総務費244万3千円を追加し2億9,187万5千円、3款民生費524万9千円を追加し9億4,898万1千円、4款衛生費1,492万4千円を追加し6億9,573万8千円、6款農林水産業費501万5千円を追加し2億7,635万4千円、7款商工費475万5千円を追加し9,744万円、8款土木費405万9千円を追加し5億5,840万8千円、10款教育費107万5千円を追加し2億1,873万円、12款職員費102万7千円を減額し6億8,628万5千円、歳出合計3,649万3千円を追加し47億2,731万2千円であります。

一般会計補正予算第3号の概要について、ご説明を申し上げます。

歳出より説明致しますので、15頁をお開き下さい。

総務費、総務管理費の一般管理費では、財政事務に要する経費として、ふるさと応援寄附事業について、寄附者の増加に伴い記念品等の追加を行うものであり、報償費など合わせて18万7千円を追加計上。

地域振興基金では、ご寄附による積立金165万円を追加計上。

徴税費の賦課徴収費では、国土調査地籍修正測量委託業務60万6千円を追加計上致しております。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費では、障がい者支援に要する経費として、障害者自立支援給付費の過年度分精算に伴う返還金109万円を追加計上。

児童福祉費の児童福祉総務費では、障がい児通所支援に要する経費として、発達支援サービス、放課後デイサービスなどの施設措置費として332万4千円、施設措置費の過年度分精算に伴う返還金1万9千円、合わせて334万3千円を追加計上。

認定こども園費では、0歳児の入所増加に伴い、臨時保育士の雇用で共済費・賃金、合わせ81万6千円を追加計上致しております。

17頁をお開き下さい。

衛生費、保健衛生費の予防費では、予防接種法に基づく定期接種の対象追加により、水疱、水ぼうそうのワクチン接種委託料125万7千円、成人用の肺炎球菌ワクチン接

種委託料で、町独自分を含めまして378万円、合わせて503万7千円を追加計上致しております。

環境衛生費では、地球温暖化防止対策に要する経費として、公益財団法人日本環境協会所管のグリーンプラン・パートナーシップ事業を活用し、将来の当町における未利用熱の有効活用の事業化に向けた検討を行うものであり、報償費、調査業務委託料など合わせまして988万7千円を追加計上致しております。

農林水産業費、農業費の農業振興費では、農業委員会活動促進事業に要する経費として、農地台帳システム等整備事業委託料92万9千円を追加計上。

農業振興に要する経費では、本年3月の大雪により農業施設の被害を受けた農業者に対する補助金の確定で170万8千円を追加計上。

環境保全型農業直接支払交付金に要する経費では、交付金の確定で116万3千円を追加計上致しております。

19頁にわたりますが、道営換地計画委託業務では、事業期間延長に伴い一般職給料、共済費の人員費で102万7千円、消耗品費で18万8千円、合わせまして121万5千円を追加計上致しております。

商工費の商工業振興費では、商工会が行う、開町70周年記念「ないえまつり」交付金で30万円を追加計上。

観光費では、町民保養センター外部軒天井修繕工事で445万5千円を追加計上致しております。

土木費、道路橋りょう費の道路維持費では、道路の維持管理に要する経費として、町道の管理委託料156万6千円を追加計上。

除排雪に要する経費と致しまして、ロータリ除雪車ほか2台の修繕料249万3千円を追加計上致しております。

21頁、教育費では、小学校費の学校管理費で、小学校の屋外雨水管修繕工事34万6千円の追加計上。

社会教育費の公民館費では、トイレ屋外排水管修繕工事で55万1千円を追加。

保健体育費の体育施設費では、体育館音響設備修繕で17万8千円を追加計上致しております。

職員費の職員給与費では、事業費支弁の精査により、一般職給料・共済費、合わせまして102万7千円を減額計上致しております。

次に、歳入について説明致します。

11頁をお開き下さい。

町税、町民税の法人では、法人町民税法人税割の増加により1,809万1千円を追加計上。

固定資産税では、立地企業等の償却資産の増加により5,196万3千円を追加計上致しております。

地方特例交付金では、住宅借入金等特別税額控除に係る減収補てん特例交付金の確定により3万4千円を減額計上。

地方交付税では、普通交付税の確定により2,334万7千円を減額計上致しており

ます。

国庫支出金、国庫負担金の民生費国庫負担金では、児童福祉サービス費負担金で16万2千円を追加。

道支出金、道負担金の民生費負担金では、国庫負担金同様、児童福祉サービス費負担金で83万円を追加計上致しております。

道補助金、民生費道補助金では、社会福祉施設産休代替職員任用費補助金29万4千円を追加。

農林水産業費道補助金では、環境保全型農業直接支払交付金で58万2千円、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金で170万8千円、農地台帳システム等整備事業補助金で92万8千円をそれぞれ追加計上致しております。

寄附金では、フィール・スケッチ様、田中様ほか匿名の方1名、また、ふるさと応援寄附金では、海老沢様、倉増様他30名の方のご寄附により合わせて165万円を追加計上。

13頁の諸収入、受託事業収入の農業費受託事業収入では、道営換地計画受託事業収入で121万5千円を追加計上。

雑入では、障害者自立支援給付費及び障害児施設措置費における国・道費過年度分精算金275万6千円を追加。

地球温暖化防止対策に要する経費の財源として、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金で988万7千円を追加計上致しております。

町債の臨時財政対策債では、確定により116万2千円を減額計上致しております。

以上における歳入歳出の差3,053万円につきましては、同じく13頁の歳入予算にあります、財政調整基金繰入金と同額減額計上し、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

三浦議員。

●3番

歳入に関してですけれども、11頁12頁のところですが、固定資産税で償却資産の増加分ということでしたけれども、もう少し詳しく説明願います。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の三浦議員のご質問でございますが、今回、固定資産税の償却資産ということで

予算を追加補正させて頂いてございますが、主に立地企業等の設備投資による増加分ということで、確定額を精査をさせて頂きました。

主な内訳と致しましては、知事配分で北電を含め3社ございますが、この分で約2,900万円、住電等の町内の立地企業分で約1千万円、それぞれ当初予算で見込んでいたよりも増額をしたという内容でございますので、ご理解を頂きたいと思えます。

●議長

他にございませんか。

森議員。

●6番

今、三浦議員が質問したところと関連するところもあるんですけども、2点ほど質問致したいと思えます。

12頁の中で、今、三浦議員も質問されましたけど、今回、町税が法人税及び固定資産税が大幅な増額となっております。

これは、我々奈井江町にとって大変嬉しいことだと思いますけれども、法人税が大幅に1,800万という追加補正になっているんですけども、これは、今、国でいうアベノミクスは奈井江町にも訪れたのかどうか、その辺の内容の方をちょっと確認したいのと、今、固定資産税の方は今、答弁があったので一緒だと思いますけれども。

もう1つ、20頁のところ、観光振興に要する経費の中で、今回、445万ほど追加補正されて、これは内容を確認致しますと、温泉の露天風呂の上の外壁の天井の方のところが傷んで、それを張り替えるということなんですけれども、このことについては、早急に手当てすることが、これ妥当かという思いなんですけれども、将来的にわたる考えの中でちょっと町長にお聞きしたいんですけども、前回の6月の定例会でも温泉の維持、それから当初予算でも出ております。

今、奈井江町は、町長、隔年に渡りますけれども、町政懇談会で各地域を回っておりまして、その中においても、ある地域では、ないえ温泉は是非残して欲しいという要望なども聞かされております。

そういったことを踏まえますと、町長も日頃からないえ温泉は癒しの場であり、また、憩いの場でもあるということで、なんとか維持したいという声明を出しておられましたけど、今後において第6期のまちづくり計画が来年度から始まっていくんですけども、そういった取り組みの中において、今、こういうふうに当初予算から含めて、3回ほど補正が出ているんですけども、そういった取り組みよりも長くものを見て、まちづくり計画の中に、私は取り入れるべきかなという考えはあるんですけども、私自身そう考えるんですけども、町長の考えを確認したいと思えます。

●議長

町長。

●町長

今、森議員からの質問にお答えして参りたいと思いますが、町政懇談会でもないえ温泉については、色々と数多く出ました。

そのことについては、お聞き及びだと思いますが、まずは、温泉は奈井江町としては、今、お話ありましたように、観光地だよと、憩いの場だよ、そして、交流の場だよという非常に大切な場であるということも含めて、ただ、もっと綺麗にして欲しい、もっと清掃を大切にして欲しいと、こういう意見も中にはありました。

こういった中で、はっきり申し上げますと、この運営については、ないえ温泉側が株主として独自に経営しているわけですから、これらについてはきちっと申し入れをしていきたいと、こういうふうに思っております。

同時に、先ほどお話ありましたように、油が高くなったと、こういうことも含めて、経営的に厳しい経営であるということから、客観的にみて、議会の議論を重ねながら、承認して頂きまして、運営に差し支えないようにということで、あげたわけですから、また、施設そのものの責任においては、町にあるわけですから、これは当然のことながら、町として施設を直すということが大切だろうと。

ただ、今後についても、第6期まちづくり計画どう位置づけていくのかというお話かと思うわけですが、今後につきましては、よく会社側と、社長含めて、株主の皆さん方と話し合いをしながら、老朽化している施設をどういうふうに活用していくかということも含めて幅広く対応して話し合いをしていきたいと、こういうふうに思いますので、ご理解を頂きたいと思う次第でございます。

それから、今ひとつ、アベノミクスのお話が出ました。

このことをちょっと触れておかなければいけません、奈井江町は火力発電所で税収が伸びたと、これは、ご案内のとおり、今、原発が止まっている。したがって火力発電はフル回転しております。

そういうことで税収が上がったと。

それともう1箇所、住電というかここで名前出すのはいかなものかと思いますが、海外の進出が非常に伸びていると。

社長とお会い致しましたが、そういうこともあって、税収が伸びたということがいえるのではないかと。

ただ、アベノミクスのせいかどうかということとはちょっと観点が違うのではないかなと、こういう思いをしておりますので、よろしく願い申し上げます。

●議長

森議員。

●6番

今、町長の答弁で理解はするんですけども、是非、これは一つの要望になるかと思えますけれども、ないえ温泉、10年間の無償貸与ということで、今、民間の企業が請け負っているんですけども、その貸与もあと4年ぐらいで確か切れるのではないかと

思いますけれども、次、どこの企業がなるにしても、建物自体は町が責任持つということになれば、それなりにやっぱりものを考えていかないと、次、どの業者が受けるにしても、なかなか、やり手がいなくなるのかということを考えております。

是非、それと合わせて、色々な評価もあるんです。

地元の老人会も地域の老人会も、昨年まではないえ温泉使っておられたようですが、今年からちょっと他所のところに行っているような状況も伺われます。

聞くところによりますと、色々な問題点がちょこちょこと言われて、そういったことが、地元からお客さんが離れないような体制づくりをもう1回要望して頂きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

●議長

他に質疑ございませんか。

笹木議員。

●7番

私の方からは保健衛生費について、その他予防事務に要する経費について伺いたいと思います。

先ほどの説明の中で503万7千円の補正がついておりますけれども、水疱瘡ワクチン、また肺炎球菌ワクチンの委託料という説明があったところですが、これについて、まず水疱瘡ワクチン、1件の費用がいくらぐらいかかるのか、また、回数に対しての予算をお聞きしたいと思います。

また、全体の接種人数が把握できていましたら教えて頂きたいと思います。

肺炎球菌ワクチンですが、同じく1件の費用、これは町独自も含めてというお話でしたので、町の助成について伺いたいと思います。

まず伺いたいと思います。

お願いします。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今の笹木議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今回の補正予算につきましては、今お話ございましたとおり生後12月から36月のお子さんを対象とした水疱瘡ワクチン、それと65歳を対象とした肺炎球菌ワクチンが、今回、予防接種法の一部改正に伴いまして、従来の任意接種から、定期接種化になったということで10月1日から開始をされるということでの追加補正でございます。

まず、水痘ワクチンに関しましては、先ほど申し上げました生後12月から36月までのお子さんを対象に、この間2回接種ということでございます。

なお、26年度に限りましては特例措置と致しまして、過去に接種歴のない生後36

ヶ月から60ヶ月までのお子さんについても、1回の接種を定期接種とするということでございます。

ただし、既に水疱瘡に罹っているお子さんですとか、あと、任意でワクチンを接種しているお子さんにつきましては、その回数、接種回数等に基づき調整をさせて頂くということになってございます。

そういうようなことで、対象見込み数ということで申し上げますと127人を見てございます。

その127人で延べ接種回数ということで、予定をしておりますのが179回を見込ませて頂いております。接種費用につきましては、7,020円を見込んでおります。1件あたり。1回あたり。

その、先ほど申し上げました179回を乗じまして125万7千円という形にさせて頂いております。この接種費用につきましては、接種者の負担は0でございます。

それと、高齢者の肺炎球菌ワクチンに関しましては65歳を対象ということで、今回、法律上そうなったわけでございますが、本年度、26年度から30年度の5年間につきましては、経過措置期間ということで、65歳から100歳までの方で5歳ごとの節目年齢を接種対象者とするということになってございます。

なお、本年度26年度に限りましては101歳以上の方も定期接種の対象ということになってございます。

それで、この対象者以外で、本町独自の施策ということで、特に75歳以上の肺炎死亡率の割合が8割を超えているというふうにも言われております。

また、要介護、要支援認定を受けている75歳以上の割合が9割を超えているという状況の中で、特に75歳以上の高齢者に虚弱で、肺炎リスクの高い対象が増えることが予想されるということから、先ほどの節目年齢以外の75歳以上全員の方を対象に、今後5年間、このワクチンの接種を助長していこう、進めていこうということでこの年齢につきましては、町独自の施策で進めていきたいと思っております。

そのような中で、対象見込み数につきましては、全体が1,479人というふうには押さえておりますが、予算につきましては、そのうち、接種率を50%、いわゆる半分に見込ませて頂いております。

半分ですので、740人ということで予算化をさせて頂いております。

接種回数は1回でございますが、過去、任意でワクチンを接種されている方については今回の接種者からは除くということにさせて頂いております。

それと、接種者の負担でございます。

今回ワクチン代が1回7千円というふうに見込ませて頂いております。そのうち、2千円をご負担頂き、その差の5千円を町の助成ということで考えてございます。

なお、生活保護世帯につきましては、負担は0と、無料という形で進めさせて頂きたいと思っております。

そのようなことから、今回の予算につきましては、まず、生活保護世帯の方を700人と見込み5千円を乗じ、更に生活保護世帯の方々を40人と見込み7千円を乗じ、合わせて378万円の予算を組ませて頂いております。

なお、この両ワクチンにつきましては、町内全ての医療機関で接種をすることが可能でございますが、基本的には予約制という形を取らせて頂き、10月から進めさせて頂きたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

●議長

笹木議員。

●7番

今ほどの答弁頂いて、水疱瘡ワクチンについては、大変理解をさせて頂きましたが、肺炎球菌ワクチンで、もう1点伺いたいと思います。

町独自で、5年刻みで5年間の接種ということになりますと、全員が接種されるということで本当にありがたいことだなと思うんです。

やはり高齢になって、最終的に床についてという状況で、最後、肺炎にという例が本当に大変多いので、是非また接種も受けて頂きたいと思うんですが、実は、私、平成24年に私、母と一緒に奈井江の町立病院で肺炎球菌ワクチンを受けておりました、まだ2年ぐらいしか経ってないんですが、こういう方も町内に沢山いらっしゃると思うんですよね、自分で受けた方。

この方への対応については、今後どういようにされていくのかという点と、それと7千円の接種料に対して5千円の町の助成、自己負担2千円ということですが、管内で他市町の部分で、この自己負担の金額がどのようになっているのか、これらについて伺いたいと思います。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

只今のご質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目の過去、接種をされているケースについての対応ということかと思えます。

先ほども申し上げましたように、今回の定期接種につきましては、あくまでも過去に接種履歴のない方を対象ということが前提でございます。

これは、国の中で、1度接種された方については、副反応の恐れがある、そういうリスクもあるということの中で、捉えている関係もございまして、今回についてはあくまでも接種履歴のない方ということでの捉えということに考えております。

ただ、国が、今、情報として頂いておりますのは、過去、経歴があったと、接種履歴があったということの中で、特にこのワクチンは、5年有効ということも過去からも言われているところでございまして、例えばそれ以前、以前に既に5年を経過し、今回、打ちたいというケースの場合も当然想定されるものがあると思いますが、国と致しましては、今回の予防接種を勧めるにあたっての予防効果といいますか、を見据えた中で、例えば5年を経過した方々に対して、今後、この定期接種をどうするかということにつ

いてを、再度また国の方で検討したいというふうに言われておりますので、今後、そのようなことも含めて、このワクチンの取り扱いがどうなのかということについて、私どもとしても確認をしていきたいなと考えているところでございます。

今のところは、あくまでも接種歴のない方ということで進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

それと2点目の自己負担額の関係でございますが、管内の状況、中空知管内の状況を私どもの方で確認をさせて頂きましたところ、私どもと同じような2千円という市町につきましては、うちを入れて5市町でございます。

高いところでは3,980円という設定、それと一部無料という町もございますが、この無料につきましては、その町に確認をしましたところ、任意接種で町の助成を行っているという中で、その町につきましては、その任意接種時点で無料という形にしている関係上、今回、定期接種になっても続けて無料というふうに進めたいというお考えを聞いているところでございますので、よろしくお願い致します。

●議長

他にございませんか。

鈴木議員。

●9番

私の方からも同僚議員と関連する部分も含めて質問させていただきます。

関連する部分では、先ほど、歳入で町税が大幅に増えましたよということに対する質疑がありました。

一般的に所得税、サラリーマンを除く所得税につきましては、年度によって若干の浮き沈みというものがありますけれども、一般的に固定資産税、償却資産税については、安定しているというような捉え方をしてもよろしいかと思えます。

そういう面で、今年度、補正を含めて4億の固定資産税になりますから、次年度以降もそうなるかということについてお伺いしますが、先ほどの固有名詞は控えたいというお話でしたから、そこは、固有名詞を出さないで、ただ、奈井江町の優良企業ということの捉え方で、過去に奈井江町として企業に対して進出、それから投資に対してバックアップをしてこられたと思えます。

その辺を鑑みて、昨年と比較して、こういった金額が増えましたけれども、次年度以降、そこを考慮した場合、来年、再来年、減免措置が継続されているものと、そうでないものがあるかと思えますけれども、その点について、もう少し詳しく伺いたいと思えます。

それから、温泉施設の観光振興に要する経費でございますけれども、同僚議員からお話ありましたように、町民のために施設はこれからも残して頂きたいと町長に同感するものでございますが、先ほどお話あった地元の老人クラブから使われなくなるのは、心配しているという具体的なお話がありましたけれども、実は、私も老人クラブに入っております、うちの地元が年3回、新年会、忘年会、老人クラブの総会と使用させて頂

いております。

どうも雰囲気を知ると、奈井江町に住むものの老人クラブでは、段々今ほどの話のように、他の市町の施設の方に行かれていますというふうに聞かされております。

私としては、地元が使われなくなったら本当に寂しいものだなというふうに思っておりますので、そこが使われないようにするためには、先ほどの議論が一番大事なんだなというふうに思いますので、ただ町長の答弁の中で、今、無償貸与で管理運営して頂いている企業と十分に話し合っただけというお話がございましたけれども、私はこれ10年間の無償貸与ですから、あと残り4年間についての話がこれは当然だと思います。

しかし、10年経ったその後、これも含めてどうのこうのというのはやはり白紙の状態、経営に対する厳しさというものを求めてですね、今ほど言った町民から愛されるような管理運営に努めるためには、町と一体となって進めてもらわなければならないという姿勢でお願いしたいと思っておりますけれども、この点についてももう一度町長から伺いたいと思っております。

それから、ごめんなさいもう1点。

私、事前に精査をした中で、心配なことが、出てきましたので、16頁ですけれども、心配でなければ、危惧がなければ問題ないんですが、賦課事務に要する経費で、今回、60万6千円の追加補正がありました。

この点について、もう少し詳しくご説明を頂きたいと思っております。

以上3点お願いします。

●議長

町長。

●町長

鈴木議員からの質問の中で、温泉問題がありましたけれども、老人クラブを含めて、地元で使っていないのではないかと、地元でもっと愛される、親しまれる、温泉にすべきでないかと、そして、基本合意書もあと4年間残って、ただ、来年変えなければいけない部門もあるわけですので、そういったことも含めてよく話し合いをしていくという意味はそういうことでございまして、ただ、単に他所の経営者に、他所に移すという意味ではありませんので、まずそのことから、地域に親しまれる温泉と、愛される温泉というためには、どのような努力をしてもらわなければならないかということも含めて、よく話し合いをしていきたいと、こういう意味でございしますので、ご理解を賜りたいと申し上げます。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の鈴木議員からのご質問でございますが、まず固定資産税の関係についてござ

いますが、次年度以降の見通しということでございますが、土地、家屋につきましては、3年に一度の評価替えというようなことが決まっておりますが、年度でいきますと来年度がその年になりますので、土地、家屋については現状の土地価格の状況を見ますと、おそらく評価額は下がるだろうというような見通しを立てておりますし、償却資産につきましては、企業のやはり設備投資が大きく税金に影響するというようなことで、今後、どの程度の投資が行われるかどうかというのは、なかなかこちらの方としては把握しがたい状況でございます。

ただ、現状において、立地企業に対します課税免除を行っておりますが、今年度で申しますと、税額でいきますと5,380万ほどの課税免除を行っております。

課税免除制度につきましては、1年目から3年目が100%の減額、4年目につきましては40%、5年目につきましては20%ということで、現在、今年度につきましては課税免除の年度が2年目の部分と3年目の部分になってございますので、来年度4年目にあたる部分についてはその分の税金が増えるというような形になります。

金額につきましては、当然、償却資産等含めて減価償却致しますので年々少なくなっておりますので、明確な金額は申し上げられませんが、来年度以降、課税免除の対象にならない部分もありますので、その部分については、償却資産は増えるというふうに見込んでいる次第でございます。

それから、もう1点、賦課徴収の方で、国土調査の修正ということでの予算をあげさせて頂いておりますが、今回の内容につきましては、宇奈井江の、地目でいきますと、雑種地の土地でございますが、登記上の面積が約21,000㎡ございましたが、所有者の方が土地の分筆を行うということで、調査を行ったところ、実測した面積と、面積にしますと約1,200㎡ほど、どうしても現地と登記の面積合わないということで、町の方にご相談がございました。

過去の経緯と申しますか、昭和57年に国土調査、いわゆる地籍調査を行った土地でございましたので、当時の経過等をよく調べさせて頂いたんですが、測量誤差ということではなくて、登記をする時の面積の計算上の誤りというようなことが、こちらの方の調査で認められたものですから、今回新たに地籍更正を、町の責任において実施をしたいということで、今回このような予算をあげさせて頂いたところでございます。

原因、昭和57年当時の調査ということで、年数も経っておりますし、また今後このようなことは、出ないことを期待をしたいんですが、もし今後もこのようなことがあればよく状況を把握しながら、年数は経っているとはいいいながらも、誠実に町の方で対応して参りたいというふうに考えてございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

鈴木議員。

●9番

固定資産税の方につきましては、ご説明どおり、理解をしますけれども、賦課事務に要する経費ということで、今、説明がありました。

事前精査でもそのような説明だったんですが、担当課長の今のお話でしたら、今後、このようなことがないように望むということですが、このことがやはり町民、こういうふうに関わられますと、どこが間違っていて、どこが間違っていないかということも信頼性がなくなるというふうに心配することが1点と、委託料を支払って、これから調査をして、なおかつ、これまで税額を払っておられた方にどのような対応をし、謝罪もするのだと思いますけれども、この辺の状況についても、もう一度説明を頂きたいと思います。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の鈴木議員のご質問でございますが、地籍調査の結果につきましては、こちらの方も、当時、昭和57年ということでございますが、当時は当時としての精査の中で十分やってきたことだと、こちらの方も考えてございますので、今後、先ほどと同じ繰り返しになります。そういったことがないように、こちらの方も、十分注意をして参りたいというふうに考えてございますが、今回の部分につきましては、今後、委託をしまして、面積を確定をした後ですね、現状におきますと登記の面積よりも現況の面積の方が少ないということで、面積確定後、税額賦課の面積と乖離の分につきましては、税額の変更を行いまして、納税義務者の方に超過となる金額については還付をして参りたいというふうに考えてございます。

現在のところ、調査によって、若干、変更になる可能性もございますが、現在、こちらの方で把握しております還付の金額につきましては、平成26年度の固定資産税でいきますと2,200円程度になるのかなというふうに考えてございますので、調査の確定後、納税義務者の方とよくお話をしまして、きっちり対応して参りたいというふうに考えてございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

鈴木議員。

●9番

これで3回目ですので、これで最後になるかと思っておりますけれども、今の説明ではこの案件については、適切に処理をしていきたいという説明と、57年当時、一生懸命やって正確にやったつもりであると。

このことについては、僕も当時、確か、役場OBの方が中心になって働いたというのを高島に住んでいて何回も見たと経過もありますから、ただ、そのことが今後も発生したら、大変大きなことだなというふうにちょっと捉えたものですから、今こうやって質疑をさせて頂いております。

副町長、こういう事務整理で、過去に行ったことが、委託をした、そういった方々が

計算を間違ったのか、もしくは、そこは正確に測って、ここを差し引きしなければならぬよといったにもかかわらず、事務方で、役場で間違ったのか、これ、分かりませんよね。結果的には。

だけでも、今後発生した、これだけだったら本当に幸いだと思うんですけども、本当に祈るばかりですけども、信頼性ということについて、もう一度副町長の方から答弁頂きたいなと思います。

以上です。

●議長

副町長。

●副町長

私の方からご答弁をさせていただきます。

今、鈴木委員がおっしゃったとおりですね、その時の違算といいますか、過ちの経過については、誰がということの詳細に手繰っていくことはなかなか難しい状況にありますが、実態として、そこに錯誤があるということは、ほぼ、そのようなことであろうという実態が出てきましたので、これは、逆に行政として、そのことを受け止めて、財産に関わることでありますから、土地の所有者に対して、地権者に対してきちんとした対応をとることがまず第一だろうということで、今回補正予算を上げさせて頂いたことですし、これについて、何回も課長の方から申し上げましたとおり、57年度、今での地籍調査が、残りは全部間違いありませんよということで、実は、ここで断言できるなものもございません。

逆に言うと、おそらく、また今までもそれは全部正しいものだと思ってやって参りましたし、ですから逆に言いますと、開き直るような言い方になるかもしれませんが、万が一、そういうことがないことを期待しておりますが、出てきた時には今ほど申し上げたとおり、行政として誠心誠意きちんと対応するということが、我々の責務だというふうに感じておりますので、そのような姿勢でこれからも臨みたいということで、是非ご理解を頂きたいと思います。

よろしく申し上げます。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

それでは質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間の休憩を挟みたいと思いますが、開始は35分と致したいと思いません。

暫時休憩と致します。

(休憩)

(11時26分)

日程第10 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時34分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第10、議案第2号「奈井江町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書23頁をお開き下さい。

議案第2号「奈井江町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例」

平成26年9月5日提出、奈井江町長。

本条例は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、ひとり親家庭支援施策を強化するものであり、父子家庭への支援を拡充するため「母子及び寡婦福祉法」の法改正により、法律名称が変更となるため、条例中の引用部分を改正するため、関係する、奈井江町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、奈井江町下水道条例、奈井江

町水道料金助成条例、奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例、4条例を改正しようとするものであり、奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、保育料徴収基準額表中に規定しております「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の法改正により、法律名称が変更となるため、合わせてこれを改正しようとするものであります。

施行日につきましては、平成26年10月1日からこれを施行しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時37分)

●議長

日程第11、議案第3号「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 25 頁をお開き下さい。

議案第 3 号「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」

平成 26 年 9 月 5 日提出、奈井江町長。

本案は、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による改正後の児童福祉法の規定に基づき、市区町村は厚生労働省令の規定に従って又は参酌して条例で基準を定めなければならないとされたことから、本条例を制定し、法律の施行の日からこれを施行しようとするものであります。

概要について、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

どうもお疲れさまでございます。

議案第 3 号「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」につきまして、ご説明させていただきます。

議案書 25 頁をご覧願います。

本条例は、「子ども・子育て関連 3 法」の趣旨に基づきまして、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実のため、当町で既に実施しております放課後児童クラブ「学童保育」につきまして、子ども・子育て支援法の施行に伴い児童福祉法の改正により、市町村は、地域子ども・子育て支援事業として、放課後児童健全育成事業を実施するために、設備運営基準を国の基準に従って定めることとなったものでございます。

それでは、「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」内容のご説明に入らせて頂きます。

第 1 条の趣旨では、本条例の根拠となります法律及び省令を示し、規定する基準を厚生労働省令同様に「最低基準」と定めるものでございます。

第 2 条、最低基準の目的では、児童の心身ともに健やかに育成されることを保障することを規定し、第 3 条で、市町村の最低基準向上の努力義務を、第 4 条では、事業者の責務を、議案書 26 頁に入りまして、第 5 条では、支援の目的、一般原則を、第 6 条では、非常災害対策を、第 7 条及び第 8 条では、職員に関する一般的要件と知識及び技能の向上等を、議案書 27 頁に入りまして、第 9 条では、厚生労働省通知「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえた事業所の設備基準等を定めておりまして、議案書 28 頁にわたりまして、第 10 条では、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後

児童クラブガイドラインを踏まえながら、置かねばならない職員の基準を定めるものでございます。

第11条では、利用幼児の平等な扱いを、第12条では、虐待等の禁止を、議案書29頁から31頁にかけまして、第13条から第21条につきましては、事業所の管理運営に関する規定を、第22条では、委任事項を規定するものであります。

附則と致しまして、第1条では、厚生労働省令と同様に施行日を規定しまして、第2条では、放課後児童支援員の資格についての経過措置を規定するものでございます。

以上、「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」についてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

三浦議員。

●3番

2点質問致します。

1点ですけれども、現在行われている学童保育については、ここで定める基準を全てクリアしているのかどうかを確認したいと思います。

それから2点目は、議案書30頁の第20条、色々な機関との連携を密にするというふうに書いてありますけれども、先日行われました瑞穂の町政懇談会だったと思うんですけれども、小学校の教育方針というんですか、ちょっと授業遅れている子を残して、学校で指導したいという学校側の意向と、学童保育所の方の何時からは学童保育で預かるんだということでは何か一致しなかったということで、親御さんが、ちょっと不満を漏らしていたことがあったと思うんですよね。

この学童保育については、私、自分自身の経験からも、すごく学校の部分と、保育の部分とでなかなか一致しないところが出てくるのが常だと思うんですね。

ですから、このところについて、多分、細かいことはこの後決まってくんたと思うんですけれども、何かあった時に、どこにまず相談したらいいのかということ、はっきりさせるべきだと思うんですけれども、その点はいかがなんでしょうか。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

只今の三浦議員の質問にお答えさせて頂きたいと思います。

はじめの、現行の学童事業の基準と新しくこの条例に基づきます運営の基準についてクリアをされるのかというご質問だったかと思っておりますけれども、これにつきましては、面積要件ですとか職員配置ですとか、そういった部分を含めまして、全て現状の部分で

対応できるということで調査をさせて頂いたところでございます。

また2点目につきましては、学校と小学校関係機関との連携という部分につきましてですけれども、三浦議員の質問のとおり、地域からのそういう話も色々ございましたことから、私どもの課の子育て支援係の方で、再度、どういうところに問題があるのか、そういったものの検証を、今させて頂いた中で、学童の支援員ともども、その、そういう課題と一緒に解決しながら、そして、小学校の空き教室を利用しているということもございまして、学校との情報共有、そういった部分にも今後努めて参りたいと思っておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

●議長

三浦議員。

●3番

基準の関係なんですけれども、ここで決められている基準というのは、専用区画の面積が児童1人につき概ね1.65㎡以上というふうに書いてあるんですけれども、これは大体畳み1畳分ですよね。

ですから40人定員だとすると20坪で教室、普通の小学校の教室1個分ぐらいだと思うんです。

そこに40人の学年の違う子供たちが一緒にいるということは、本当の最低だと思うんですよね。

ですから、実際に行われる時に、この最低基準をクリアすればいいんだということではなくて、もっともっと条件を良くして頂きたいなということが1つと、それからこれも瑞穂の町政懇談会の時に、確か現在、学童に登録者が40何名とあって、40を超していたとような気がするんですね。

そうすると、指導員が2名では足りなくなると思うんですけれども、これは4月1日段階でそういうふうに、4月1日段階の人数で指導員とかを決めていくのか、途中で子供たちが急激に増えるようなことがあった時に、指導員とかの補充とかが行われるようになるのかどうか、そのあたり聞きたいんですが。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

只今の三浦議員のご質問でございますけれども、面積的な部分は40人入るとかなり手狭になるのではないかとございまして、今現在、登録者は確かに43名ですか、三浦議員のおっしゃったとおりでございますけれども、実際に、毎日使う方、それと夏休みですとか冬休みですとか休み期間だけ使いたいという方、それとピンポイントに、その他にもピンポイントに何日間だけ使いたいというような、全てそういう需要のある方全ての登録者ということになっております。

現実ですね、今年度に入りまして、1日で一番最大の時で30名というものを、日報で私の方で把握をしているところをございまして、少ない時であれば、休み期間中とかは当然少ないんですけども、十数名という形になっておりますので、こんな中で、今現状対応させて頂いておりますし、議員のお話あったとおり、これが今後この新しい基準の中で、利用者が本当の日々の実利用者が増えた中では、この条例の第3条に書いてますけれども、最低基準の向上ということも記載されておりますので、状況を見ながら、これにつきましては、職員の配置、あるいは質の確保、こういった部分についても検討していきたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

●議長

三浦議員。

●3番

確認しますけれども、概ね40人定員だということは、実利用者が40名だということとで押さえるべきなんですか。

それとも、登録者ではないっていうふうに町としては押さえているんですか。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

うちの実利用者の押さえ方としましては、実際の登録は数多いですけども、実際に、日々使われている、先ほど申しましたように、近況でいきますと30人というようなのがマックスで利用されているということの押さえ方をしているところをございます。

●議長

よろしいですか。

(はい)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 4 号の上程・説明・質疑・討論・採決

(1 1 時 5 0 分)

●議長

日程第 1 2、議案第 4 号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の 3 2 頁をお開き下さい。

議案第 4 号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」平成 2 6 年 9 月 5 日提出、奈井江町長。

本案につきましても、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による改正後の児童福祉法の規定に基づき、新たに市町村認可事業として 4 つの事業が設けられることにより、市区町村は厚生労働省令の規定に従って又は参酌して条例で基準を定めねばならないとされたことから、これを制定し、法律の施行の日からこれを施行しようとするものであります。

詳細について、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

議案第 4 号「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」につきましてご説明致します。

議案書 3 2 頁をご覧下さい。

国は、待機者児童対策を推進するため、小規模保育、保育ママなど多様な保育の充実により、保育を量的に拡大するための施策を、子ども・子育て新システムとして打ち出しているところでございます。

当町においては、現在のところ該当する事業所等はございませんが、今後、民間事業者等が事業実施する場合における審査基準になるものでございます。

本条例は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、児童福祉法の改正により、地域型保育事業として目次にありますように、家庭的な雰囲気のもとで、少人数、定員5人以下を対象に、保育を行うための「家庭的保育事業」。少人数、定員6人から19人を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、保育を行うための「小規模保育事業」。障がい、疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設がない地域で保育維持する必要がある場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う「居宅訪問型保育事業」。会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する「事業所内保育事業」が新たに市町村認可事業として設けられるものでございます。

事業者は、その設備や運営に関しまして、市町村が国の基準に従って認可基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

それでは、内容の説明に入らせて頂きます。

第1章 総則でございますが、第1条の趣旨では、本条例の根拠となります法律及び省令を示し、規定する基準を厚生労働省令同様に「最低基準」と定めるものでございます。

第2条、最低基準の目的では、利用乳幼児の心身ともに健やかに育成されることを保障することを規定しております。

議案書33頁に入りまして、第3条で、市町村が家庭的保育事業者等に対して、設備及び運営を向上させるよう勧告できることを規定すると共に、市町村の最低基準向上の努力義務を定めるものでございます。

第4条では、事業者等の責務を、第5条では、事業者等の一般原則と評価の公表を、議案書34頁に入りまして、第6条では、利用乳幼児の保育を適正かつ確実にを行うため、連携する保育施設を確保することを、第7条では、非常災害対策を、議案書35頁から39頁にわたりまして、第8条から第21条にかけまして、事業所職員及び設備運営に関する規定を定めるものでございます。

議案書39頁から41頁にわたり、第2章では、第22条から第26条にかけまして、家庭的保育事業に関する設備、職員及び運営基準を定めるものであります。

議案書41頁から44頁にわたり、第3章では、第27条第1節、通則としまして、小規模事業をA型、イメージと致しましては保育所の分園型。C型、イメージと致しまして家庭的保育に近い型。B型につきましては、A型とC型の中間型というように3つの区分において規定しているところでございます。

第28条から第30条にかけましては、第2節、小規模事業A型に関する設備、職員及び運営基準を定め、議案書44頁から45頁にわたりましては、第31条から第32条にかけまして、第3節、小規模事業B型に関する設備、職員及び運営基準を、議案書45頁から46頁にわたり、第33条から第36条にかけましては、第4節、小規模事

業C型に関する設備、職員及び運営基準を定めるものでございます。

議案書46頁下段から48頁にわたります。第37条から第41条にかけましては、第4章で、居宅訪問型保育事業の内容を定めるものであります。

議案書48頁から53頁にわたり、第42条から第48条にかけましては、第5章で、事業所内保育事業の内容を定めるものでございます。

第6章 雑則では、第49条で、委任事項を規定するものでございます。

附則と致しまして、第1条では、厚生労働省令と同様に施行日を規定しまして、第2条から第6条までは、経過措置規定を定めるものでございます。

以上、「奈井江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」についてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

三浦議員。

●3番

1点伺います。

これについては、市町村の認可事業ということですので、ふじスーパーの向かい側に託児所ってありますよね。

あそこは、こういう例えばABC型と違ってなっても、あそこはやっぱり対象外ということになるんでしょうか。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

只今の三浦議員のご質問でございますけれども、現在、町内では議員の言われました託児所も、今年度の5月いっぱいをもちまして、預かる子供さんが少ないということも一つの理由として、今、休止状態で届出をしているところでございます。

あと、町内事業所で民間も含めまして、このような体系のものが出てきた中では、それぞれの、この4つのメニューの事業の基準にあえば、市町村としては認可していかなければならないということで認識しております。

ご理解下さい。

●議長

他にございませんか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時59分)

●議長

日程第13、議案5号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書56頁をお開き下さい。

議案第5号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」

平成26年9月5日提出、奈井江町長。

本案につきましては、「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の給付費が創設されることに伴い、内閣府令の規定に従い又は参酌し、市町村が条例で基準を定めなければならないとされたことから、本条例を制定し、法律の施行の日からこれを施行しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

詳細については、担当課長から説明させます。

●議長

おもいやり課長。

●おもいやり課長

議案第5号「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」につきましてご説明致します。

議案書56頁をご覧ください。

本条例は、子ども・子育て支援法の制定によりまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、国の基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定められることとされました。

「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の内容の説明に入らせて頂きます。

目次にあります、第2章「特定教育・保育施設」は、認定こども園、幼稚園、保育所などの施設を指すものでございます。

第3章「特定地域型保育」は、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の各事業を指すものでございます。

事業者が、給付制度によります給付金を受ける対象として、適切な運営を行っているかを確認する必要があります。その確認を受けた施設や事業が「特定教育・保育施設」又は「特定地域型保育事業」となるものでございます。

これらの運営に関する基準を、市町村が国の基準に従って定めるものでございます。

第1章の総則と致しまして、本条例の根拠となります法律及び省令を示し、規定する基準を厚生労働省令同様に「最低基準」と定めるものであります。

議案書56頁から57頁にわたります、第2条、定義では、この条例における用語を規定しているところでございます。

議案書58頁に入りまして、第3条で、事業者等の一般原則を、第2章では、特定教育・保育施設の運営に関する基準、第1節、利用定員に関する基準を定め、第4条では、認定こども園及び保育所に限り、利用定員を規定するものであり、最低定員は20人以上となるものでございます。

議案書59頁に入りまして、第2節では、運営に関する基準を、第5条から、議案書70頁、第34条にかけまして定めるものでございます。

議案書70頁からは、第3節、特例施設型給付費、これは定員の範疇内で、特別利用保育ということで働いていない家庭の子どもが保育所を利用する場合と、特別利用保育の幼稚園を働いている家庭の子どもが利用する場合と、一時預かりの組み合わせ対応ということになるんですけれども、これらの基準につきまして、第35条から、議案書72頁、第36条にかけまして定めるものでございます。

第3章、特定地域型保育事業者、これにつきましては、先ほど申し上げました新設された4つの地域型保育事業を確認するものなんですけれども、運営に関する基準、第1

節、利用定員に関する基準を第37条で、第2節、運営に関する基準を議案書73頁、第38条から、議案書79頁、第50条にかけまして定めるものでございます。

第3節、特例地域型保育給付費に関する基準を、第51条から、議案書80頁、第52条にかけまして定めるものでございます。

第4章、雑則では、第53条で、委任事項を規定するものであります。

附則と致しまして、第1条では、子ども・子育て支援法と同様に施行日を規定し、第2条から第5条までは、経過措置規定を定めるものでございます。

以上、「奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」についてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 7議案一括上程・大綱説明

(12時05分)

●議長

日程第14、

認定第1号「平成25年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「平成25年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第6号「平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第7号「平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、7議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

説明は大綱説明とします。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書86頁をお開き下さい。

認定第1号「平成25年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度奈井江町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月5日提出、奈井江町長。

平成25年度一般会計決算の概要について説明を致します。

平成25年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入総額53億2,293万3千円、歳出総額52億4,976万5千円、歳入歳出差引7,316万8千円となり、翌年度に繰り越す財源436万6千円を差し引き、実質収支額は6,880万2千円であります。

歳出につきましても、交流プラザみなクルの建設、奈井江中学校耐震補強工事第1期などの実施により、歳出総額では、前年度と比べ4億610万2千円8.4%の増となっております。

歳入につきましても、歳出でもご説明致しました学校施設環境改善交付金、町債でもあります交流プラザ建設事業債などの増により歳入総額で、前年度と比べ4億1,043万6千円8.4%の増となっております。

予算の執行にあたりましては、社会変化に的確かつ迅速に対応し、町民生活の向上に向けたまちづくり計画の推進を図ってきた一方で、健全財政の堅持に意を用いて、経費の抑制と効率的活用に努めてきたところであります。

次に、87頁をお開き下さい。

認定第2号「平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

て」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月5日提出、奈井江町長。

平成25年度国民健康保険事業会計決算の概要について説明致します。

平成25年度の決算額は、歳入総額が2億6,332万3千円、歳出総額2億5,782万7千円で、実質収支額は549万6千円となっております。

歳出の主な内容につきましては、広域連合負担金で、前年度と比べまして11.5%減、2億4,174万1千円、基金積立金では1,216万1千円を支出しております。

歳入につきましては、国民健康保険税で、対前年度比14.8%減の1億4,981万3千円、繰入金では前年度と比べまして12.4%減の4,533万8千円、諸収入で、前年度と比べまして48.6%減の6,184万円となっております。

次に、88頁をお開き下さい。

認定第3号「平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月5日提出、奈井江町長。

平成25年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について説明を致します。

平成25年度の決算額は、歳入総額8,913万6千円、歳出総額8,893万8千円で、実質収支額は19万8千円となっております。

歳出の主な内容につきましては、道の後期高齢者医療広域連合納付金、対前年度比2.3%減の8,869万2千円を支出しております。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料で、前年度と比べまして3.2%減の6,121万2千円、繰入金では2,764万3千円となっております。

次に89頁、認定第4号「平成25年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月5日提出、奈井江町長。

平成25年度下水道事業会計決算の概要につきましては、歳入総額が5億3,705万6千円、歳出総額が5億3,245万4千円であり、実質収支額は460万2千円となっております。

下水道事業の主なものは、公共下水道の汚水柵新設3ヶ所、汚水枝線新設工事2ヶ所、個別排水処理施設設置工事3ヶ所の整備を行って参りました。

これらの整備により、平成25年度末の下水道普及率は、合併処理浄化槽を含めた生活排水総合普及率で94.1%となり、水洗化件数は2,542件となっております。

次に、90頁をお開き下さい。

認定第5号「平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定

について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月5日提出、奈井江町長。

平成25年度国民健康保険病院事業会計決算の概要についてご説明を申し上げます。

収益的収支の収入で10億8,815万8千円、支出は11億7,681万9千円となり、当年度の純損失は8,866万1千円となっております。

資本的収支では、収入が1億4,470万6千円、支出が1億8,970万8千円となり、不足する額4,500万2千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填を致しております。

なお、平成25年度につきましては、給与費の減少、院内照明のLED化による節電に努めましたが、薬品費等材料費の増加、また特別損失において、過年度診療報酬過誤調整額の計上などにより、単年度実質収支で3,923万5千円の赤字、25年度末の繰越実質収支では2億9,093万円の黒字となっております。

91頁の認定第6号「平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月5日提出、奈井江町長。

平成25年度老人保健施設事業会計決算の概要につきまして、収益的収支では、収入が2億1,510万9千円、支出が2億2,936万円となり、当年度純損失は1,425万1千円となっております。

資本的収支では、収入647万8千円、支出2,651万5千円となり、不足する額2,003万7千円は、過年度分損益勘定留保資金で、これを補填しております。

なお、平成25年度につきましては、入所者及び利用者の減少や、給与費及び材料費の増加などにより、単年度実質収支では2,529万4千円の赤字であります。25年度末の繰越実質収支では4,546万8千円の黒字となっております。

92頁をお開き下さい。

認定第7号「平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成26年9月5日提出、奈井江町長。

25年度老人総合福祉施設事業会計決算の概要についてであります。収益的収支では、収入が2億6,400万7千円、支出で3億5,436万6千円となり、当年度純損失が9,035万9千円となっております。

資本的収支では、収入が2,279万6千円、支出2,299万9千円となり、不足する額20万3千円は、過年度分損益勘定留保資金でこれを補填しております。

平成25年度につきましては、施設入所、短期入所、デイサービスともに利用者の減

少、給与費、燃料費及び資産減耗費の増加などによりまして、単年度実質収支では2,352万9千円の赤字となりましたが、25年度末の繰越実質収支では6,002万円の黒字となっております。

以上、平成25年度の7会計の決算概要について、一括して説明をさせて頂きました。よろしくご審議の上、認定下さいますよう、お願いを申し上げます。

(大綱質疑)

●議長

7議案に対する大綱質疑を行います。

鈴木議員。

●9番

只今、大綱説明がありました。

私の方から質問を若干させて頂きたいと思います。

昨年度25年度は奈井江町にとりまして、歴史的な事項が先ほどもお話ありましたように、ございました。

10月には、さびしいことですが、人口が6千人を割り込んだことや、葬儀場を兼ねた町民交流の場としてみなクルがオープンされ、そして、小学校が一つに統合されたという奈井江町の歴史的な事項として私は捉えております。

その中で、これは小澤課長の分野になると思いますけれども、平成25年度末で各事業、施設管理等々の燃料、電気料などエネルギー分野にかかわる平成24年度対比で、平成25年度はいくらになるか、このことをお知らせ頂きたいと思います。

また、まちづくり課長、相澤課長には現在、先ほど北町長からお話ありましたように、町懇で説明されておられるように、基金残高では各地域の中でお話されている事柄ですが、基金残高では予定より多く、地方債残高では予定より少なくなっている内容の旨が説明されております。

企業会計の地方債は、主に利用者が負担をするという内容でございますから、このことについて全てが一般会計と企業会計を合わせたものが正しいということになりませんが、そのところは私なりに理解しております。

企業会計の地方債はそのようなことで、25年度末で基金残高、これは決算資料についておりますけれども、14億4,600万、地方債残高、一般会計と企業会計、特別会計合わせたもので111億4千万というふうになっております。

これは、町民の皆さんのご理解とご協力、そして職員の皆さんの温かいご協力の結晶で、このような形になっているというふう存じております。

このことについて深く敬意を表するところでございます。

そこで、平成26年度も継続して、一般職員2.5%削減しておりますけれども、平成25年度決算状況の中で、この2.5%部分は各会計総計でいくらになるのか、この

2点について、まず伺いを致したいと思います。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

平成25年度決算と24年度決算との燃料費等々の比較でございますが、詳細の比較については現在行っておりませんので、概要ということで、分かりうる範囲内でお答えをさせていただきます。

まず、燃料費の関係につきましては、ご承知のように、単価の高騰がここ数年続いておりまして、町の契約単価で申しますと、平成24年度においては、需要期において単価が高騰しておりますが、最大の単価で24年度は94円、A重油の6キロ以上の契約になります。94円だったものが平成25年度においては最大で99円ということで、5円ほど値上がりをしているというような状況でございます。

また、電気の関係でございますが、ご承知のように、昨年9月から電気料金が値上げをしております。

前回の値上げ額につきましては、規制部門が7.73%、自由化部門が11%ということで、この昨年の時点での値上げ額を推計致しましたところ、全施設でいきますと、年間で550万、560万ほどは、値上がりするだろうというふうに推計をいたしました。

ただ、昨年度につきましては、年度途中ということもございますし、公民館等、病院もそうですが、大規模な施設につきましては、自由化部門ということで、9月1日ではなくて、ほとんどの施設が今年4月1日からの値上げということで、25年度中におけます電気代の値上げに伴う影響額については昨年の時点で約110万程度の金額になるだろうというふうに見込んでいたところでございます。

それぞれの単価の状況については以上のおりなんです。一般会計の分だけで申し上げないんですが、光熱水費燃料費との燃料費の増加額を申し上げますと、光熱水費、これは、電気と水道も入ってはいるんですが、24年度の決算額よりも238万円の増、また燃料費につきましては134万円の増というような状況となっておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

まちづくり課長。

●まちづくり課長

それでは2点目の人件費の関係について答弁をさせていただきますが、決算額の積算資料がありませんので、平成25年度の予算ベースで答弁をさせていただきますが、予算額といっても、一部職員の昇格等々による若干の増減ということで、決算額に近い数字ということで、ご理解を頂きたいと思っております。

まず、町長、副町長、教育長、いわゆる特別職の削減額については約800万円、加えて一般会計や下水道会計、病院会計等々人件費を計上してございますのは、5会計になりまして、その5会計で職員費の削減額が3,300万ということになり、合計で4,100万円、平成25年度独自削減をしているところでございます。

●議長

鈴木議員。

●9番

分かりました。

先ほどの光熱水費、いわゆるエネルギーに関わるものとして僕は捉えておりますけれども、電気料金の分だけ、僕の予想と反しまして、9月でなかったと、今年の4月からという説明でしたから、そうすると、消費税も合わさって、平成26年度は大幅なアップになるんだと今、感じております。

いずれにしても合計で370万ほどのエネルギーに関わる費用がアップしたということだというふうに捉えます。

合わせて、職員費の方が特別職、町長も含めて3役とそれから一般職、5会計ですから、これ人件費に関わるもの全てというふうに理解をしてよろしいんですね。

それでまず4,100万、この金額を改めて確認をして、先ほど申しあげましたように、本当に敬意を、職員の皆さんにするところであります。

ただ、一般町民も行財政改革が始まって、まもなく、施設の使用料等々で負担を頂かなくてはならないと、その見直しも行ってますから、一般職員の皆さんの背中、町長の背中を見ながら、我々も一般町民も理解をし、協力してもらっていると、このことについては、合わせて、敬意を表しなければならないと思います。

そこで、エネルギーについては、理解をしましたがけれども、職員費について、私なりに、副町長にお伺いします。

先般、北海道新聞に滝川市の独自削減が取りやめたというようなことが報道されておりました。

正直に言って、あの報道そのものは議会のことだったんですけれども、僕が質問するのは議会のことではなくて、一般職の給与費のことです。

今後、まちづくり10ヵ年計画、これから立てますから、今、鈴木に何か聞かれても分からないということかも知れませんが、その計画を立てる上で、歳入歳出、そして事業の見直し、新たな事業等々の精査、これらを積み上げていく段階でそういったものははっきりする、いわゆる今の段階では、不透明な部分もあろうかと思えます。

しかし、先ほど申しあげたように、他の市でそういうふうに行われているということは、中空知5市5町でどういう状況かということで、担当職員に調べて頂きました。

僕は新聞報道を見てビックリしたんですけれども、職員に調べて頂いて、なおビックリしました。

5市5町、ここにその調査の資料があるんですけれども、市の中で独自削減を行って

いるところは現在、赤平市だけと。一般職ですよ。

あと、町村で奈井江町を含めて、上砂川、浦臼の3町ということが私、分かったんですね。

町長に申し訳ないんですけども、ただ、特別職は芦別市と、雨竜町だけ独自削減を行ってない。

あと残りはみな引き続き頑張っておられるということも申し添えなければなりませんけれども、その新聞報道の中に、地方債も減って、基金残高も、これからのまちづくり計画において心配がないというような、マスコミ報道だったと思います。

私、奈井江町のこの状況、先ほどから申し上げているように、地方債が111億にまで減って、町懇の中ではもう104億とか106億と、平成26年度の状況お話されてますよね。

ただ基金の方が25年度末では14億ですけども、これが11億という説明でした。

ただ、健全財政に進んでいるんだと、町長の努力の賜物というふうに思ってますし、その背中を見て、職員も理解をし、町民の皆さんも協力してもらえるんだとすればですね、そうして、今の状況があるとするんですけども、ここは、今後まちづくり計画において、独自削減というものを、これまでと同じようなことではなくて、やめることも視野に入れながら検討しなければならないというふうに思うんですけども、このことについて副町長の現段階での見解をお願いしたいと思います。

●議長

副町長。

●副町長

今、鈴木議員の方からご指摘ありました一般職の職員について、第6期以降ですね、給与の削減についてどう基本的に考えを持っているのかということだと思います。

これまで、ご承知のとおり、財政健全化ということは当然のことながら、それを目途として、職員の給与削減に臨んできたということはございますが、何よりも、私どもが自律プランと称して、町民が一丸となって、財政の健全化、そしてまちづくりに取り組もうということで、町民の皆さんにも、痛みを持って頂いたということでもあります。

そういう中で、我々といいますか、私どもの職員がその痛みを共有するという考えの下に、この財政の給与の削減に臨んできたということでありまして、他の町は起債残高の減少とか不足財源の補填ということもあったのかもしれませんが、当然、私どももその削減率の算定にあたっては、当然そのようなことも勘案しながら、組合職員と協議を進めて参りましたが、基本は今ほど申し上げましたように、当時の自律プランの考え方というものを町民と共に共有して、まちづくりに取り組むという姿勢だったというふうに思っておりますし、これが今も続いているというふうに私どもは捉えております。

ですから、今後第6期のまちづくり計画の策定に合わせまして、それに伴う財政推計を行って見なければ、不足するというのか、財政状況がはっきり確定致しませんけれど

も、それを勘案し、かつ、もう一度、共にまちづくりを進めるといふ基本的な考えに立
った上で、職員と共々に慎重に検討協議を進めていかなければならないというふう
に思っておりますので、答弁とさせていただきます。

●議長

鈴木議員。

●9番

分かりました。

慎重に検討していきたいと。

結果的には、検討した結果、引き続きお願いしなければならない。もしくは、もっと
お願いしなければならないということもあろうかと思えますけれども、私の趣旨につ
いては、健全財政を進めているよという観点からすると、そのところを検討して頂きた
いという趣旨でございますので、どうか、ご理解を頂いて、よろしくお願い致します。

以上です。

●議長

大綱質疑を終わります。

(特別委員会の設置)

(12時34分)

●議長

おはかりします。

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、議長、
議選監査委員の大矢議員を除く全議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設
置し、又、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審
査することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、議長、
議選監査委員の大矢議員を除く全議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設
置し、又、地方自治法第98条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審
査することに決定しました。

おはかりします。

只今、付託されました認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、会議規則第45条第1項の規定により、9月11日までに審査が終わるよう期限を付けたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号については、9月11日までに審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

特別委員会の正副委員長互選のため、しばらく休憩致します。

(休憩)

(特別委員会の互選結果報告)

(12時39分)

●議長

会議を再開致します。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

決算審査特別委員会の委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員。

以上でございます。

●議長

只今の報告のとおり、決算審査特別委員会の委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長には鈴木議員、副委員長には森岡議員を選任することに決定しました。

●議長

日程第15、請願第1号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する請願書を議題とします。

請願書の写しをお手元に配布しておりますので、表題のみ事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

（請願第1号）朗読。

●議長

紹介議員の補足説明があれば発言を許します。

6番森議員。

●6番

請願の紹介議員の立場から補足説明を致したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。

手話を使うろうあ者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、聾学校では、手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史がありました。

2006年12月には、国連で障害者権利条約が採択されました。

その中に「手話は言語」であるということが明記されております。

そのことを受けてわが国でも2014年2月19日から効力が発生しています。

障害者権利条約の批准に向けて、政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した「改正障害者基本法」では「すべての障害者は、可能な限り、言語、手話を含みます。その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けております。

このようなことから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には、手話と言語として普及、研究することの出来る環境整備に向けた法整備を国として一日でも早く「手話言語法（仮称）」が実現できるように、お願いするものでございます。

どうか、全議員の賛成をもって可決決定して頂きますようお願い致します。

●議長

おはかりします。

請願第1号は、奈井江町議会会議規則第90条第1項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

おはかりします。

只今、まちづくり常任委員会に付託しました請願第1号につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、9月11日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

請願第1号については、9月11日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定しました。

閉会

●議長

おはかりします。

9月6日から9月11日までの6日間は、特別委員会開催及び議案調査のため、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

特別委員会開催及び議案調査のため、9月6日から9月11日までの6日間は休会とすることに決定致しました。

以上で、本日予定しました議事日程を全部終了しました。
本日はこれで散会と致します。
なお、12日は午前10時00分より会議を再開します。
皆さん、大変ご苦労さまでした。

(12時45分)

平成26年第3回奈井江町議会定例会

平成26年9月12日（金曜日）
午前10時00分開会

○ 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 特別行政報告
- 第3 町政一般質問（通告順）
- 第4 認定第1号 平成25年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成25年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について
- 第5 議案第8号 平成26年度奈井江町一般会計補正予算（第4号）
- 第6 議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第7 議案第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第8 請願第1号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する請願書
- 第9 意見案第1号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書
- 第10 意見案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 第11 調査第1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第12 調査第2号 所管事務調査の付託について

○ 出席議員（10名）

| | | | |
|----|-------|----|------|
| 1番 | 遠藤共子 | 2番 | 石川正人 |
| 3番 | 三浦きみ子 | 4番 | 大矢雅史 |
| 5番 | 森岡新二 | 6番 | 森繁雄 |
| 7番 | 笹木利津子 | 8番 | 森山務 |

9番 鈴木 一 男

10番 堀 松 雄

○ 欠席議員（0人）

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

| | | | | |
|---------------|---|---|---|-----|
| 町 | 長 | 北 | 良 | 治 |
| 副 町 | 長 | 三 | 本 | 英 司 |
| 教 育 | 長 | 萬 | | 博 文 |
| 会 計 管 理 者 | | 篠 | 田 | 茂 美 |
| まちづくり課長 | | 相 | 澤 | 公 |
| くらしと財務課長 | | 小 | 澤 | 克 則 |
| ふるさと振興課長 | | 碓 | 井 | 直 樹 |
| おもいやり課長 | | 馬 | 場 | 和 浩 |
| まちなみ課長 | | 大 | 津 | 一 由 |
| 健康ふれあい課長 | | 小 | 澤 | 敏 博 |
| やすらぎの家施設長 | | 表 | | 久 義 |
| 教 育 次 長 | | 山 | 崎 | 静 |
| くらしと財務課長補佐 | | 秋 | 葉 | 秀 祐 |
| 教 育 委 員 長 | | 堀 | | 美 鈴 |
| 農 業 委 員 会 会 長 | | 大 | 関 | 光 敏 |
| 代 表 監 査 委 員 | | 中 | 野 | 浩 二 |

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

| | | | |
|-------------|---|---|-----|
| 議 会 事 務 局 長 | 岩 | 口 | 茂 |
| 庶 務 係 長 | 栗 | 山 | ひろみ |

（10時00分）

開会・挨拶

●議長

皆さん、おはようございます。

定例会最終日となりますが、出席大変ご苦労さまです。

本会議を始める前に、報告を致します。

北海道新聞、プレス空知より、町政一般質問時において、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可致します。

それでは、只今、出席議員10名で定足数に達していますので、これから会議を再開

します。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、1 番遠藤議員、9 番鈴木議員を指名します。

日程第 2 特別行政報告

●議長

日程第 2、特別行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

皆さん、おはようございます。

定例会、大変ご苦労さまでございます。

それでは、特別行政報告を行わせて頂きます。

昨日、石狩、空知、胆振の 3 地方に数十年に一度の警戒を呼び掛ける大雨特別警報が、札幌管区气象台より発表されました。

道内各地で被害が報告された中にありまして、改めて、被災された方にお見舞いを申し上げますと共に、一刻も早い復旧を心からお祈りしてやまないところでございます。

さて、奈井江町におきましては、昨日 7 時 49 分大雨特別警報が発令された後、午前 8 時には、対策本部を立ち上げました。

町内の道路、農地、土砂災害の恐れがある箇所等のパトロールを行ったほか、教育委員会におきましては、児童生徒の下校時の対応について、学校と協議を進めて参りました。

その後、13 時 10 分に特別警報が解除になりまして、町内のパトロールにおいても異常がなかったことから、14 時には災害対策本部を解散しております。

今後も、迅速な対応に努め、住民の安全、安心の確保に努めて参りたいと考えております。

以上、特別報告を終えます。

●議長

以上で、特別行政報告を終わります。

日程第3 町政一般質問

(10時03分)

●議長

日程第3、町政一般質問を行います。

質問は、通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いします。

それでは一般質問を始めます。

(1. 9番鈴木議員の質問・答弁)

(10時03分)

●議長

9番鈴木議員。

(9番 登壇)

●9番

議場にいらっしゃる皆さん、改めまして、おはようございます。

また、最終日、本会議にそれぞれのお立場でご出席、大変お疲れさまでございます。

特に、議会推薦の農業委員として今議会から、農業委員会会長が大関光敏氏に代わられました。

農地、農業政策だけでなく、まちづくり全般にわたり見識を深めて頂きたい、今後のご活躍と議会の要請に基づいて、ご協力お願いを申し上げます。

また、先ほど、町長から報告のとおり、初めての特別警報の発動がありましたが、幸いにも奈井江町では大きな被害がなく胸を撫で下ろしておりますが、支笏湖畔の旅館で宿泊客数十名が足止めされたり、公共交通の運休、江別市では水道の断水から自衛隊による給水車の出動等の被害や影響が報道されております。

また、先月20日に広島市で発生致しました局地的な集中豪雨で、土砂災害により亡くなられた方73名、行方不明者お一人、北海道礼文町ではお二人の方が亡くなられる災害が発生したとの報道がありました。

この方々に対して、心からご冥福をお祈り申し上げますと共に、被災された皆様にお見舞いを申し上げ、1日でも早い、先ほど町長は一刻もおっしゃいましたけれども、復興と普通の生活に戻られることをお祈り申し上げますところでございます。

これを契機に更なるわが町の防災対策、防災意識の向上に万全を期することを望むものであります。

本題に入ります。

次期町政執行にあたり町長に対して、その所信をお伺い致します。

この秋は、昨日までの大雨等で、徐々に倒伏して来ている水田が散見されますが、4年続きの豊穰間違いなく、町長の今就任期間ずっと豊作であり、おいしい「ゆめぴりか」や「ななつぼし」を中心としたお米を消費者にお届けできることは、ブランド確立事業の観点からも大変喜ばしい限りであります。

さて、北町長におかれましては、今町政執行の期間が、残すところ2ヵ月半となりました。

1986年12月に就任されて以来、一貫して町民との対話と協調をもって町政執行に当たられ、地方自治を取り巻く厳しい環境の下、数多くの実績を上げられたことは、町政懇談会で出されているご意見のように、町民各位からも認められているところであります。

第5期まちづくりの基本目標の、「一人ひとりが主役のまちづくり」や「心の豊かさを実感できるまちづくり」、「広域的視野に立ったまちづくり」にありますように、高齢者対策では、生涯奈井江町に住み続けられるように、医療・保健・福祉の一体的充実に努められ、1市5町による広域連合で介護保険等の運営、更に病病連携や病診連携は、限られた医療資源を最大限に活用した広域連携の事例等であります。

また、2004年、市町村合併の是非を、あらゆる可能な限りの情報を町民と共有しながら、5年生以上の子供たちを含む住民投票を実施し、まちのあり方を決められたことは、責任と義務の観点からも、町民が主役のまちづくりの表れであります。

この4年間を振り返っても、認定こども園の開設と、子育て支援事業、交流プラザみなクルのオープン、新たな統合小学校の開校など独自政策による教育環境の充実等が挙げられます。

また、財政面では、2013年度末における全会計合わせた数字は、公債費残高約114億4千万、交付税算入による実返済金額は38億程度と認識しております。基金残高14億5千万、実質公債費比率13.3%、将来負担比率78.3%であります。

町民の皆さんや、職員のご協力なくしては、成し得ないものでありますけれども、財政力指数0.226に表れているように、独自政策を展開する上でも健全であることを評価しますし、特に、公債費の中で、全体に占める割合が34%と下水道整備に係る起債のウエイトが大きいことは事実ですが、このことは、町内の輸出企業グループが安心して拡大して頂ける一つの要因であるとすれば、今までの頑張りが笑顔に変わることはないでしょうか。

只今申し上げたことは、これまで町長が推し進められてきた政策の一端を紹介したところであり、数々の業績に対し、町民は、町長の行政手腕を高く評価されているところであります。

さて、私どもの地域の先輩のお話ですと、戦前の地域のまだ町内会と呼ばず、部落と呼称していた頃のお話です。

「結婚するとき花嫁を夏は馬車で、冬は馬籠で新郎の友達が迎えに行き、そして結婚式、祝賀会を自宅で行い、また、部落の人が亡くなったときは、親戚以外の部落の人たちが集まり、棺桶の板に匏をかけて棺桶を作り、しかばねは、大根を刻んで作ってみんな

なで送り出した」とのお話を伺ったことがあります。

そんな時代は、物質や生活は貧しくとも精神や地域コミュニティはとても豊かであったろうと推測致しております。

時代は流れて、現在、そんなことは出来そうもありませんし、人や地域の今まであった輪が変化したことは、町長もご承知のことと思います。

今は、地域の結び付きが薄くなって自己の責任というよりは、権利や自由度が強く広がったと思われる現社会であります。

そんな人口が少なくなった地域社会と現状の中、子育て世帯支援策、定住促進策、地域産業振興策、工業団地利用促進策、高齢者や身障者がこれからも安心して暮らしていくことができるまちづくりなど、多くの課題や進めるべき政策が山積しておりますし、その政策実現のためのまちの基本構想であります「第6期まちづくり計画」の策定も直近に控えております。

私は、町政の民主的運営と安定的発展のためにも、北町長に引き続き町政執行を担うことに、ご決断を頂きたく、町長のご決意をお伺い致します。

●議長

(10時12分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

鈴木議員からのご質問頂きました。

11月町長選挙に向けて、引き続き町政の代表として頑張ってもらいたい、決意を伺いたいと、こういうご質問でございます。

前段で、鈴木議員から身に余る賛辞と激励の言葉を頂きまして、まずもって心から感謝とお礼を申し上げるところでございます。

私は、これまで、7期28年にわたりまして、町政を担当させて頂きました。

この間一貫して「公平、公正で開かれた町政。町民との対話と協調。情報の共有」など町民の声に耳を傾けつつ、その時その時のニーズにあった町政の推進を心がけて参りましたが、奈井江町が、住民主体の行政を進めるためには住民自治基本条例の制定が必要と考え、平成17年に町民、議会の皆様との議論を経まして、町民参加、町民主体のまちづくりを謳った「奈井江町まちづくり自治基本条例」を定めることができました。

この条例のもと、町民みんなで取り組んだ「自律プラン」、健全財政を心掛けた「まちづくり計画」の推進など、協働のまちづくりを進めることができたと考えております。

これも一重に、町民と議会の皆さま、そして職員の支えのおかげと、あらためて、感謝申し上げます。

今、時代は、「少子化による人口減少・地方の過疎化の一層の広がり」という問題があり、合わせて「都市への一極集中が、ひいては我が国の存亡に関わる」との考え方がようやく広がり、このたび国は、地方創生大臣を配置致しました。

私は、国がそのような姿勢を見せたとしても、当事者である私たち、地方に住み、生活する者こそが本気で向き合い、解決の道を探し出すことが大切であると考えております。

そのためには、我々一人ひとりが、当事者として、国に対して、主張すべきものは主張していかなければなりません。

本年、町民の皆様とともに進めてきました、まちづくり計画の第5期が終了致しまして、次期計画策定の時期を迎える中におきまして、過日の町政懇談会をはじめ、様々な機会を通じ、各界各層、町民の皆様から、再三にわたり身に余る要請を頂きました。

私自身、多選と年齢を勘案し、熟慮に熟慮を重ねて参りました。

「奈井江町まちづくり自治基本条例」は、まちづくりを進める上におきまして、町民のよりどころでございます。

今、全国の自治体が人口減少に伴う将来への不安を感じ、『人口減少に立ち向かう自治体連合』を結成致しまして、国に対して総合的な戦略を提言しようとしており、私もその発起人の一人として参加しております。

その中で、私も議論に加わり、奈井江町をモデルケースとした国のプロジェクトの検討が始まろうとしております。

私は今、これら将来の奈井江町の為にどうしても達成しなければならないいくつかの課題を前に致しまして、この「奈井江町まちづくり自治基本条例」のもと、今一度、町民の皆さんと対話を深めながら、ともに汗を流し、果敢に挑戦して参りたいと決意を固めたところでございます。

議会の皆様、町民の皆様のご理解、そして、ご支援、ご協力を頂きますよう、心からお願いを申し上げ、答弁と致します。

●議長

(10時17分)

鈴木議員。

●9番

ありがとうございます。

町長、みんなで拍手をしたい、そんな気分でありました。

ご英断、まことにありがとうございます。

町長が頑張る姿に刺激されて、多くの皆さん、町民も含めてですけども、町長が頑張るんだから私もという意識にある方、沢山おられると思います。

私は、町長と一緒に研修の折に、飛行機の雑談の中で、後ろは振り返らない、前を見つめるのみ、反省は発展のためでしかない、こうおっしゃっておられました。

今もその時の感銘が残っているわけでございます。

今ほど、自分のご決意と共に、置かれている立場から、地方を大事にする政権ならば、ということで国への提言、その発起人にもなり、そして推進に当たられる、お話がございました。

これからも、町民との対話を軸に、町職員を有効に活用、大事にされて、これからも

ますますわが町だけでなく、先ほどお話ありましたように、道や国、中央においても責務がいよいよ増されていることでありましょうから、奥さん共々ご健康に十分、ご留意されてご活躍されることをご祈念申し上げまして、私の質問を終わります。

大変ありがとうございました。

●議長

以上で、鈴木議員の一般質問を終わります。

(10時18分)

(2. 3番三浦議員の質問・答弁)

(10時19分)

●議長

引き続き、一般質問を行います。

三浦議員。

(3番 登壇)

●3番

おはようございます。

私の方から町長に3点質問致します。

1点目は、昨日終了しました町政懇談会について、そこで話し合われた内容を、町民全体の共通認識にするための報告のあり方について質問します。

まず、実施されました11ヶ所の参加者数、また、その内、女性の割合はどれくらいだったか伺います。

私は、今年、7ヶ所の懇談会を傍聴しましたが、来年度から始まる「第6期まちづくり計画」の作成に向けて、積極的な質問や要望が出され、私自身、大変勉強になりました。

そこで、奈井江町の「まちづくり自治基本条例」の根幹とも言うべき「情報の共有」という観点から、懇談会で出された質問や要望、それに対する町の見解を、町民全体に知らせていくことが重要だと考えます。

奈井江町は、こんなところで頑張っているんだとか、ここが課題だなということが分かれば、普段の生活の中で、町民一人ひとりが気をつけて身の回りを観察するようになるし、状況が分かってくれば、「地域のために一肌脱いでやろうか」という気も起きてくるのではないかと思います。

また、今まで、町政懇談会に参加したことはなかったけれども、2年後には行ってみようかなと思う人も出てくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

そして、どうせ報告するなら、分かりやすく、おもしろく報告して頂きたい。文字ばかりでは読んでもらえないので、写真やイラストなども入れて、「広報ないえ」で特集など組めないでしょうか。特集が無理なら何回かに分けて、是非、報告して頂きたいと

思いますが、いかがでしょうか。

合わせて、2年前にも「女性の参加者が少ないのではないか」ということを、一般質問の中でお話しましたが、今年も、その傾向が続いているように思いました。

奈井江町の「まちづくり自治基本条例」第7条には「町民と町は、男女が平等に参画できる社会の実現に努めます」とあります。なんとか、これを実現させたいものだと思います。また、若い人の参加も少なかったように思いました。

町政は一家に一人、お父さんに任せておけば良いという事ではなく、日頃の生活で感じている身近な疑問や要望を語り合うことから始まると思います。

そのことを積極的にPRして、老いも若きも、男性も女性も参加したくなるような、ムードづくりが必要だと考えます。

そのためにも、「広報ないえ」での報告は欠かせないと思いますが、町長のお考えを伺います。

●議長

(10時23分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員の質問にお答えして参りたいと思います。

1つ目は女性の参加割合、2つ目は懇談会の意見要望について、全町民による情報共有、広報による特集というご質問かと思えます。

1点目の町政懇談会における参加者、そして、女性の参加割合について、お答えしたいと思います。

今年度の町政懇談会において、町の財政状況を始め、第5期まちづくり計画での取り組み、今後の課題などについての情報をお示しながら、来年度から始まります「第6期まちづくり計画」の策定に向けました、町民との意見交換の場としても実施しておりますが、昨日、全11地域での懇談を終えたところでございます。

参加者数につきましては、全体で204名。このうち男性が168名、82%。女性が36名、18%という結果になっております。

前回に比べますと、参加者総数自体は微減であります。中には、前回より女性の参加率が増えている地域も3地域ある状況にあります。

このほか、町政への参加ということで言いますと、子ども・子育て会議14名中、10名が女性でございます。その多くが子育て中の方であります。

これは町政懇談会ではございません。

いわゆる、子ども・子育て会議でございます。

10名が女性でございまして、その多くが子育て中の方でございます。

この他、かねてより開催をして参りましたまちづくり町民委員会につきましては、15名の委員のうち半分が女性、また、委員の半分が、30代40代の方であります。

改めて町政懇談会について申し上げますと、この懇談会は、私を始め役場の幹部職員が直接、地域住民と向き合い、膝づめで意見交換を行う重要な場であることは間違いありません。

今後も、なるべく多くの女性、若い方たちにご参加を頂きたい。

そのような方法をどういうふうにして考えるか、内部で十分協議して参りたいと思います。

次回以降につきましても、周知の方法など十分を検討をしながら開催をして参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいとお願い申し上げますところでございます。

次に、出された意見を全町民で共有する必要があるのではないか、広報誌で、特集を組むことが必要ではないかとのご質問に対してでございますが、町政懇談会で出された意見については、「できるもの」「できないもの」、そして「スグに取りかかれるもの」「時間を要するもの」など、全て私と各課の担当職員とで検討を行ないまして、これまでも、その結果を町のホームページに掲載して参りました。

町政懇談会においては、非常に多くの意見が出されている一方で、特定の地域に限定された要望もありますが、全ての意見・要望を広報誌に掲載することは非常に難しいと思いますが、多くの町民に共通する主な課題について、広報誌に、今、三浦議員のおっしゃるとおり、取り上げ、なるべく分かりやすく、工夫をしながら、町民との情報共有を図って参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいとお願い申し上げますところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時27分)

三浦議員。

●3番

参加者の中で、女性の割合が増えたということは、本当に喜ばしいことだと思います。

ただ、本当に町長をはじめ、役場の幹部の方たち全員揃っているところで、色々な話が聞けたり、それから色々な要望が出せたりという場合は、他にはないと思うんですね。

ですから、本当に、ここに若い人も女性もどんどん出て来れるような、そういう状況を作って頂きたいということを、再度お願いしたいと思います。

それから、広報ないえの方に、取り上げて頂けるということで、大変嬉しい限りです。

ホームページも見てみましたがけれども、全部は読みたくないというぐらい小さい字でいっぱいあったので、多分、高齢になると、あれを全部読むということはまず難しいと思うんですね。

ですから、本当に共通する問題だけで結構ですので、取り上げて頂きたいと思います。

次に、公園の管理について伺います。

今年に入りまして、公園の管理についていくつか町民の方から相談を受けました。

1つは、幼児を育てている2組のご夫婦から、「いつも草が茂っていて、よちよち歩きの子どもを遊ばせられる公園がない。すべての公園をととは言わないけれども、町内に

1ヶ所か2ヶ所、いつも草が刈ってあって、乳幼児向けの遊具が置いてあるような公園がほしい」という、そういう要望を聞きました。

また、茶志内公園の近くに住んでおられる方から、公園内にある木製のアスレチックについて、「一部壊れていて、危険だから使用しないようにという黄色のテープが張ってあるんだけど、子どもたちは、それを、ちぎることも遊びみたいにして、すぐちぎって、そこで遊んでいる。本当に危ないなら撤去した方が良くと思うし、まだ修理して使えるんだったら、修理したらどうか」という相談を受けました。

その他にも、やっぱり草刈りのことについては、ずいぶん沢山の方から相談を受けてます。

そう思って、気をつけて見ると、町内の公園で子どもを見かけるのは、ほんの数カ所しかないっていうことに気が付きました。中には全く利用されていないんでないかなという公園もあります。

そこで、町内に公園がいくつあるのか、その管理経費は、いくらぐらい掛かっているのか、また、草刈りや樹木の剪定・冬囲いなどの管理は、誰がどのようにしているのか、伺います。

また、今後、人口が減少していく中で、今ある公園を全て管理していくのは難しいのではないかと、地域の人々の要望も聞いて、公園として残すもの、雪捨て場などの別の目的に重きを置いた広場として残すものなど、思い切った転換が必要なのではないかと思いますが、今後の公園管理の見通しについて伺います。

●議長

(10時31分)

町長。

●町長

三浦議員の2つ目の質問といいますか、公園の管理について答弁申し上げたいと思うところでございますが、1点目の町が管理している公園は、何箇所かということでございますが、現在、町で管理している公園については11箇所でございますが、そのうち寿公園が指定管理者による維持管理を行っております。

2点目の、公園の管理にかかる経費についてでございますが、平成26年度におきましては、光熱水費や修繕料、そして業者への管理委託料について1,158万円の予算計上を行っております。

また、このうち632万円が、寿公園の指定管理委託料でございます。

3点目の草刈りや樹木の剪定、冬囲い等の管理についてでございますが、公園の管理は、それぞれ業者に委託しております。その内容につきましては、樹木の防除や冬囲い、遊具の点検及び設置・撤去、そして、トイレの清掃等であります。

また、草刈りや樹木剪定につきましては、直営で行っております。草刈りについては年2回、樹木剪定につきましては、必要に応じて、計画的に実施をしているところでございます。

4点目でございますが、人口減の中での今後の公園管理の見通しということでござい

ますが、各公園とも、開設後10年以上経過致しておりまして、施設や設備を中心に老朽化が進んでいるため、今まで同様、しっかりと遊器具を含む施設の安全点検を行いまして、「子供の遊び場」「高齢者の憩いの場」「地域コミュニティの場」として、安全・安心な公園の管理に努めて参りたいと考えております。

また、少子高齢化に伴うニーズの多様化、安全性の確保など公園管理を取り巻く環境が大きく変化する中にありまして、時代や地域の実情に即した公園のリニューアル、また遊具の修繕や旧江南小学校敷地にあります遊具の再利用などについては、利便性の高い公園への再配置を検討致しまして、幼児から高齢者まで安心して利用できる公園施設の更新に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時34分)

三浦議員。

●3番

今、町内に11箇所公園があるということでしたけれども、決算特別委員会の中では、その他に遊園地もあるということもお伺いしました。

数が沢山あることは越したことはないんですけども、先日、若いお母さんとそれから新日本婦人の会の会員さんと私と3人とで、2歳の子供さんも一緒に、町内のいくつかの公園を、公園ウォッチングをしてみたんですね。

そうすると、お子さんをお持ちの若いお母さんの気持ちがよく分かったんですけども、今の若いお母さん達は、軽自動車を持っているので、近くになくてもいいんだというんですね。

本当にちょっと車に乗って行く所でもいいので、やっぱり本当に手入れされているところが、本当に1つか2つ欲しいんだと。そして、車で行くので、駐車場がそこにはあって欲しいと。

水が飲めて、トイレがあってということも、どうしても必要なんですよというお話を伺いました。

私なんかは、やっぱり駐車場が近くになければならないなんて考えたこともなかったので、本当に当事者に聞けば色々なことが分かってくるんだなということが、分かりました。

それから、そのお母さん自身が、ウォッチングしてみて、河川敷の、川のほとりにある公園で、ライマン橋の横の所にある、小さな遊園地、遊具を置いてある所があるんですけども、そこは、初めて行った所で、小さい赤ちゃんが遊べるような遊具があって、下がカーペットのような、そういうものが敷いてあるので、子供が転んでも全然危なくないし、近くにトイレもあるし、駐車場もあるし、こんな所があるって知らなかったというふうにお話していたんですね。

ですから、若い人たちに直接お話を聞いたり、それから若い人たち向けに、こういう公園ありますよというPRとか、そういうことも必要になってくるんじゃないかなとい

うふうに思います。

それともう1つは、私の近くなんかでは、雪投げ場にすごく困るものですから、公園に雪が投げられたらいいんだけどもねという話も出てくるんですよ。

だけれども、その公園には木が植えてある、周りに塀もあるので、それを壊すわけにもいかないし、町内には、そこに公園が出来た時に、木を寄附した方もおられて、なんだ最近木は木の管理が全然なっていないと、せっかく寄附したのに、とおっしゃられる方もいて、なかなか難しい問題だなというふうに思うんですよ。

ですから、公園を今後どういうふうにリニューアルしていくかというようなことを、計画する時にも、やっぱり地域との本当に腰を据えて話し合いをしなければ、納得が得られないんでないかなというふうに思うんですね。

ですからそういう点で、地域の話を実によく聞いて頂きたいということで、再度、町長の意見を伺いたいと思います。

●議長

(10時38分)

町長。

●町長

今、大変重要なことをお話されました。

地域のニーズにあったことをしたらいいだろうと、そのためには、地域の声を、若いお母さん方の声をきちっと聞いたらいじゃないかと、そして、重点的に、公園が沢山あるのもいいですけども、今、車でも移動できるということも含めて、重点的に整備していったらどうかというご提案も含めて、ご意見でございました。

こういうことも含めて、地域の若い人たちと子育て中の人たちと、どう話し合いを、対話をもって、その中で、リニューアルをしていきたい、こういうふうを考えております。

基本的には全くそのとおりだと思いますから、私もそういうことを、方向で今後、内部で十分検討して参りたいと、こういうふうを考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時39分)

三浦議員。

●3番

こういうことは、定住対策にも繋がると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問ですけども、交流プラザみなクルの活用促進について質問致します。

大きなイベントがある時には、大勢町民が集まるのですが、そうでない時、特に交流エリアの活用がまだまだのように思うのですが、町としてはどう評価しているのでしょ

うか。

秋の町民文化祭に展示しているサークルや個人に、展示をお願いしたらどうかと思います。

知り合いの作品が展示されれば、買い物のついでに行ってみようかなという気持ちになるし、見に来た人同士の交流もできるのではないかと思います。

また、その展示と平行して、サークルの方にミニ講習会というか、ミニ体験会のようなものを開催、お願いできれば、子供たちの来場も期待できるし、公民館を利用しているサークルの宣伝にもなると思います。

実は、いつもそういうことを私は町の方にも申し上げているんですけども、いつも言っているばかりでは申し訳ないので、6月に、毎年、町の文化祭に手芸を展示されている方をお願いして、ふるさと振興課とも相談しながら、みなクルで1週間ほど作品展示をさせてもらったのですが、プレス空知にその記事が載ったのが、もう展示の終わりがけの頃で、展示していることを知らなかったという声を多く聞き、情報の発信が不足だったと反省しました。

そこで、どうしたら町民に知らせることが出来るか、そういうことを考えた時に、やはり広報ないえだなというふうに思うんですね。

みなクルのオープンから、広報ないえに、みなクルのコーナーが設けられていますが、イベントの報告が多いように思います。

そんなに沢山スペースは取らなくてもいいのですので、こういう展示会がありますよとか、こういう催しものがありますよという、ちょっとした予定を知らせるようなことに、もっと力を入れてはどうかなというふうに思います。

最近、新聞を購読していない家庭も増えておりますので、広報ないえは貴重な情報源です。

町内会によっては、回覧が回るのが遅いところもありますので、月初めの行事は1ヶ月前の広報で知らせて頂ければ、予定に入れることもできると思います。

以上、交流プラザみなクルの活用促進についてお尋ね致します。

●議長

(10時42分)

町長。

●町長

三浦議員の3点目の質問でございますが、まず、交流プラザみなクルについてということでございますが、昨年10月の開設以降、様々な団体のご協力によりまして、イベントのほか、町の健康づくり事業等の開催などによりまして、たくさんの町民の皆さんに施設にお越しを頂いております。

一般の利用に関しましては、子ども広場の開設やiPad(アイ・パッド)の無料貸出しなど、利用者のニーズを捉えた改善を行う中で、子供から高齢者まで、幅広い年代層の方々にご利用を頂いております。

ご質問の1点目、一般の利用者に関してであります、開設から8月末までの11カ

月間の利用者については、葬儀を除いて、10,920人に上っておりまして、この内容につきましては、交流サロンと多目的室における一般開放で8,031人、イベントの参加者で2,606人、その他、事前の申し込みによる占用使用では283人となっております。また、交流サロンの一般利用者の動向につきましては、今年4月と8月の比較におきましては、大人は1.8倍、子供で2.6倍と、それぞれ増加しております。8月1カ月の合計にしますと、1,364人の方にご利用頂いております。

利用者数については、具体的な数値目標は立てておりませんが、年間約2万人の利用がある公民館、さらには、1万8千人の利用がある文化ホール、それぞれの利用者は、前年の数値をほぼ維持している状況にあることから、みなクルの開設に伴いまして、駅前における新たなコミュニティの動きが出始めていると考えております。

しかしながら、施設運営の理念にあります「高齢者の生活支援や障がい者の社会参加」などを考える時、とにかく、引きこもりになりがちな町民の皆さんに、本施設を活用してより交流を深めて頂くことを引き続き考えていかなければならないと考えております。

高齢者の介護予防、障がい者の交流など、健康と福祉の視点を併せ持ちながら、どのような仕掛けが必要か、引き続き庁舎内の検討委員会におきまして、十分な議論を続けて参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

2点目の文化祭出展者との連携についてであります。開設当初から、町民の皆さんの日頃の文化活動の取り組みを広く町民の皆さんに知ってもらうことも考慮致しまして、町の文化連盟に対しまして、昨年11月26日に行われました、文化祭の反省会の際に、説明を申し上げ、交流サロンを作品展示の場と致しまして利用を依頼したほか、今年5月にも同様にお願いを致しております。

また、「広報ないえ6月号」には、みなクルをギャラリーとしてご活用頂くように、パネルの設置風景など、写真を添えて周知を行ったほか、同時に展示に必要な器具類も準備をしてきたところでございます。

これまで、合計7つの団体・個人の皆様に展示を頂いておりまして、この9月2日から、文化連盟所属の団体によります書道展が行われております。

今後も、各団体との連携を図るほか、ご提案のありました、展示会に併せたミニ講演会なども、各団体の皆さんと、どのような取り組みが可能か、引き続き、話し合いをさせて頂きたいと思うところでございます。

3点目の広報ないえで、事業の予定を知らせることに力を入れてはどうかというご質問でございますが、開設当初は、施設の概要、活用方法などをお知らせしながら、イベントなどの開催状況なども周知をして参りました。

また、ご質問の事前のイベント周知に関しましても、限られたスペースではありますが、広報編集までに内容の決まっている事業については、それぞれ関係者が作成するチラシなどを補完する形で、開催の予定を掲載して参りました。

施設のイベント利用に関しましては、葬儀の会場使用との関係を継続して検討してきましたが、6月に開催しました運営委員会の中で、町や社会福祉協議会、商工会等の公共的団体が開催する事業に限り、また概ね100人以上の参加が期待できることを条件

に致しまして、当該イベントを優先して使用できることについて、確認をしております。

その基準に照らし合わせて、9月20日に町主催の「遊びのフェスティバル」を開催することになっておりまして、この内容について、従来に比べてより詳しく、広報9月号に掲載をしております。

今後においても、施設の有効活用や町民の皆さんの施設への理解をより深めて頂くスタンスから、ご指摘の点も踏まえて、施設PRに努めて参りたいと思いますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

また、きちっと広報で事前に、知らせるのが本来的でないかということも含めて、十分、検討して参りたいと、このように思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(10時49分)

三浦議員。

●3番

先ほど公園ウォッチングした若いお母さんの話では、みなクルでやっている子どもの広場というんですか、交流なんだかという部屋を開放して頂いているということが、すごく助かっているというふうに話しておりました。

これから冬にかけては、外に出ることが出来なくなるので、そこに本当に毎日行くようなことになるんじゃないかというようなことも、話しておられました。

それから小さい小学生以上のお子さんになると、iPad(アイ・パッド)っていうんですか、私はよく分かりませんが、それを1時間ずつぐらい貸してくれるそうなんですけれども、競って、借りるんだということで、大人の人が行っても順番を待たないから、なかなか大変だという話もしてましたので、そういう点ではすごく良かったなというふうに思うんですけれども、やはり、高齢者も含めて、もっと広く多くの方が、あそこを使って頂くという点で、本当にこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

昨日、本町の町政懇談会の折に、書道の展示しているということをお話聞いて、私、知らなかったんですね。

やっぱり、知らないというのが多いので、本当に事前の情報発信というのに、力を入れて頂きたいなというふうに思います。

そして、今日、1番目の質問でも、広報ないえについて、色々なことを要望したんですけれども、決算委員会の中で、実はあれを編集やっているのは、職員1人半ぐらいで、それも色々な仕事と掛け持ちでやっているの、すごく大変なんだというお話も聞きました。

確かに大変なのが分かるんですけれども、本当にそこをなんとかやりくりして、人員をちょっとでも増やしたり、周りの協力を得たりとしながら、これからも広報を充実させるという点で、よろしくお願ひしたいと思いますことをお願ひ致しまして、私の質問を終わります。

●議長

以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩を挟みたいと思いますが、再開は11時00分と致したいと思います。
暫時、休憩します。

(休憩)

(10時51分)

(3. 2番石川議員の質問・答弁)

(11時00分)

●議長

会議を再開致します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

2番石川議員。

(2番 登壇)

●2番

よろしくお願い致します。

通告順に従いまして、私は3点、町長に質問致したいと思います。

去る7月23日に、岩見沢市におきまして、東京大学客員教授、元の総務大臣でございます、増田寛也氏による「人口減少時代に対する地方戦略」という講演会がありました。

また、翌日の7月24日に北竜町では、北海道大学公共政策大学院の特任教授、前の釧路公立大学学長でございます、小磯修二氏が「地方が輝くために 創造と革新に向けての地域戦略」というテーマで講演を行っております。

この2つの講演は、先般、増田寛也氏が座長を務める民間有識者でつくる日本創成会議が発表した、このまま何も行わなければ、2040年までに全国896の市区町村が、消滅可能性都市に該当して、そのうち523市区町村、道内では116市町村になりますが、人口1万人未満となり、消滅の可能性がさらに高い。という「地域消滅」という少々ショッキングなテーマの報道が基になっていると思います。

私は、悪戯に住民の不安を煽りたくはありませんが、人口推計は過去の例を見ると高い確率で的中しているということも事実でございます。

講演内容は、御二人とも人口減少の要因、対策、人口減少社会への対応などで、ほぼ一致する内容であり、増田教授は国、都道府県における施策、対策を、小磯教授は北海道や道内市町村における対策を中心に講演をされていたように感じられました。

1つ目の質問を致します。

まず、日本創成会議の地域消滅という提言について、町長の考え方を伺います。

また、定住促進対策は人口減少対策の1つであり、人口減少対策は多面的なものでな

くてはならないと思います。

奈井江町の対応について、今までの定住促進対策を含めた人口減少対策と、今後の計画について伺います。

●議長

(11時02分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

石川議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、まずは、1点目の日本創生会議の提言についてということで、今ほどご案内のありましたとおり、元岩手県知事でした、総務大臣も務められました増田寛也氏が座長を務めます「日本創成会議」が、「このままでは、全国の市町村の半分に当たる896の自治体が“消滅可能性都市”になる」との提言がなされました。

全国の自治体が、大変ショックを受けたところでございます。

しかしこれは、7月に開催された「人口減少問題フォーラムin空知」の講師と致しまして来道致しました増田氏自身が述べていたことでありますが、「地方にギブアップを迫るためではなく、スグにでも何らかの手立てを打つべきだ、との警鐘として行った」と理解をしております。

そういった意味におきましては、昨年、奈井江町の人口が6千人を割る状況にありまして、定住対策を次期まちづくり計画の最重要課題の1つとして捉えているところでございます。

私の考えも合致するところでございます。

次に、今まで行ってきた定住促進、人口減少対策について申し上げますが、町が実施する全ての施策が定住に繋がるといっても過言ではないかもしれませんが、その中でも、主なものと致しまして、子ども医療費の無料化の拡大、認定子ども園の保育料の減額、特別公共賃貸住宅の家賃低減、リフォーム助成事業、住宅用地の低廉な価格での販売、住宅建設時の助成金等について実施をしてきたところであります。

これからの事業については、次期まちづくり計画、今、内部でプロジェクトチームを作って検討中でございますし、町政懇談会をまとめていこうとしているところでございますし、それぞれの担当がそれぞれの課にわたって、何が重要かと、何が重要かということも含めて、第6期まちづくり計画を、今、検討中でございますから、そういったことを含めながら、今後については定住対策の一つとして、北海道住電精密や、北海道電機、北海道精密ツールの社長さんに協力を求めまして、就業時間中の貴重な1時間を使わせて頂きまして、「どうしたら、奈井江での定住を考えるか」をテーマに、若い従業員の方々から、直接話しを聞く、プロジェクト会議を3回にわたって開催致しております。

このことは、それぞれの連合区ごとに、町政懇談会やっておりますが、全部このこと

を話してきました、意見も伺って参りました。

この3社では、700人を超える従業員が働いておりますが、70%の方が町外からの通勤でございます。

「少しでも多くの人に、町内に住んで頂きたい」との趣旨から、この会議を開催したところございまして、1回目の時は、私も参加させて頂きまして、生の声をお聞きしたところでございますが、現在、数多く出された意見の集約を行っているところございまして、先ほど申し上げましたように、今後の定住対策事業の立案に役立てて参りたいと、こういうふうに考えております。

この他、町民の有識者24名による、まちづくり町民グループワークや昨日終了した町政懇談会でも、先ほど申し上げました、様々な意見交換を行うと共に、今後は小中高の子供たちで構成する子ども会議、まちづくり町民委員会で意見交換を行う予定でございます、各界各層、多くの方による町民議論を経て、まちづくり計画を策定するつもりでございます。

先程申し上げましたとおり、町の全ての施策が定住対策に繋がるものと考えている中、次期まちづくり計画を策定致しましたら、議会にもお諮りを申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時08分)

石川議員。

●2番

只今検討中というお話があります。

もう少し掘り下げて質問をしたいと思っております。

人口減少問題は、先ほど町長もおっしゃっていたように、国としても大きく取り上げられております。

今月1日には、安倍首相が最重要課題として取り組む人口減少対策の基本理念や組織の運営方針を明記した「まち・ひと・しごと創生法案」の全容が明らかになりました。

そして、この法案は秋の臨時国会に提出される予定です。

この法案は、人口減少の克服の為に、国と地方がそれぞれ具体策や数値目標を盛り込んだ総合戦略を作成する。としております。

自治体は任意でそれを行える、ともしております。

また、町政懇談会の中で、行政側の説明にも、人口を増やしていかなければならないという事は、次期まちづくり計画の最重要課題と明言されております。

検討中の第6期まちづくり計画は、最重要課題は人口減少対策なのでしょうか。

そうであれば、人口減少対策に対して、具体的に総合戦略を作成するのでしょうか。

この法案との関連性を含めて伺いたいと思っております。

●議長

(11時09分)

町長。

●町長

今、お話ありましたように、安倍内閣が最重要課題として、人口減少問題を取り上げると、秋の国会でこれを重要法案の中に一つ取り込んで、やるということを、先日の新聞報道等でテレビ報道等で見ました。

おっしゃるとおりでございます。

そういった中で、私どもがどう取り組んでいくかということでございますが、これらについて、全国の自治体が集いながら、人口減少に対応する全国会議を作ろうとしております。

その中で、大臣も出席して頂けると思いますが、これに対して、私どもの身近な提言を行って参りたいと、こういうふうに考えております。

ただ、今直ちにここで答弁するというわけにはいきませんが、色々な戦略、総合戦略があるのかと、全くそのとおりでございますが、私どもとしてはそういうことも含めて考えております。

よろしくご理解のほどをお願い頂きたいと思っております。

●議長

(11時11分)

石川議員。

●2番

これも最近の新聞記事なんですけれども、石川県小松市には建設機械の大手コマツの粟津工場があり、出生率が非常に高いということが記載されておりました。

日本創成会議の試算では、人口増加率のトップは石川県川北町であります。

ここは、先ほど町長も奈井江の施策でおっしゃってございましたが、保育料や医療費を抑えた手厚い子育ての支援が、県内外からの転入者を呼んでいるということです。

少子化を止めて“奇跡の村”と呼ばれた長野県下條村は、若者向けの安価な住宅を提供するなど、功を奏したそうです。

また、この記事は、人口減に直面する地方が声を上げ、政府はその意見を反映して欲しい。自治体の個性を生かした提言、地方の魅力を前面に出した施策は、結婚して子供が欲しい若者らの琴線に触れるはずだ。とありました。

私も以前質問をしており、町政懇談会で住民からも発言がありましたが、奈井江町は医療、福祉、教育等の施策が充実しており、交通の利便性も良く、大災害も少なく住み良い町であります。それに加えて、大きな立地企業もあり、地場の産業も頑張っております。

今後、定住促進施策を含めた人口減少対策を行う場合は、先進地の取り組みも学びながら、もう既に取り組んでおられるようですが、奈井江町のこのような利点を町内はもちろん町外の人たちへも広く周知することを積極的に進めるべきと思っております。

臨時国会に提出される「まち・ひと・しごと創生法案」が決定しましたら、十分に活

用しながら奈井江町の対策が有効に行われることを期待致します。

続いて2つ目の質問を致します。

先程お話しした、2つの講演会の中で、これからの地域の政策課題について二人の教授は異口同音に今までとの違いを話しておりました。

これまで、人口増の全体成長を前提にした社会システムから、制度も意識も脱却し、人口縮小に対応した行政サービスを行わなければならない。という事です。

小磯教授はそのキーポイントを3つ挙げておりました。

1つは、市町村行政を超えた広域連携行政、市町村合併論議の経験を活かした定住自立圏構想、2つは、行政サービスの水準をどこまで落とせるか、供給側自治体と利用側住民の真剣な会話が鍵である。3つ目は、まちのコンパクト化、政策の潮流を考える。

この3点を挙げておりました。

私は、この3つ課題は、住民の合意を得た上で、行財政の削減をどのように行うのかという事であると思っております。

つまり、定住化政策をはじめ、色々な人口減少への対応が成功して、人口が増えるか、もしくは減らないとしても、町政懇談会での行政側の説明にあるように、今後、町税及び交付税の増収は見込めない事や社会保障費が増額する以上、行財政の削減は必要だということになると思います。

このことについて町長のご見解を伺いたいと思います。

●議長

(11時15分)

町長。

●町長

2点目になりますが、人口減少時代に向けた今後の行政サービスについてということですが、町政懇談会においても、老朽化致しました施設、橋や道路、公共施設の維持管理、そして修繕が今後の課題として捉えているところでございまして、説明も致して参りましたが、下水道など、大型の社会資本整備も終わりました、次期まちづくり計画においても、この10年の間に1千人規模の人口減少を見込んでいる中であって、"今後は、今まで実施してきました事業の保全、修繕が中心になる、"と考えているところでございます。

一方で、高齢者等支え愛条例の制定や子ども医療費の無料化など、今まで奈井江町が独自に実施してきた高齢者支援、子育て支援等、住民が安全・安心に暮らしていくために必要な施策については、今後も住民ニーズを捉えながら実施する考えでございまして、加えて近隣市町と共同で実施できるものがありましたら、広域連携の推進にも努めて参りたいと思います。

それと、今、定住自立圏構想についてのお話がありました。

これは、私どもとしては、捉え方としては、定住自立圏が公益的な取り組みを促す意味での定住自立圏であると、決して中心都市を反映するのではないという主張をいつも行っている、その合意をした中で、それぞれ地域の特性を活かして、それぞれのまちづ

くりをやっていくということの手助けをしようと、そして、人口流出を防いでいこうと、こういうことが主なことでございます。

小磯氏につきましては、私もよく承知しているところでございまして、講演の前にも私のところに来まして、お会い致しました。

そして、私は私の考えを申し上げたところでございますが、いずれに致しましても、そういった全ての意見を包括しながら、今後の総合的戦略にどういうふうにつかかっていくかと、考えていくかということも含めて、考えて参りたいと、こういうふうにご考えておりますので、ご理解とご協力の程をお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時18分)

石川議員。

●2番

定住自立圏に関しては、私も全く町長と意見を一つにしております。

地域は地域の特性を活かしながら、しっかりと頑張っていくのが第一条件だと思っております。

3つ目の質問を致します。

この質問は、私たち議会を含めた行政内部に対しての質問でございます。

小磯氏は講演の中で、これからは、地域の立場で考え、洞察する力が必要になる。中央の情報、指示ではなく地方の考え方、方策を決定する力が大切になってくると提言しており、地方からの主張と、それに伴う責任と戦略の重要性と、それを行う場合の地域の政策形成力の低下を懸念しておりました。

私も今後、地方が自らの考え方や方策を決定する事が重要になる以上、地域の政策形成力は向上しなければならないと思います。

地域の政策形成力の根幹は、執行権に基づき、政策、施策を実行する行政であり、それを監視し、質問し、決議する議会であると思います。

町長は、行政の政策形成力が向上するためには、どのようなことが必要であると思われますか。

役場の政策形成力を向上させる方法を伺います。

●議長

(11時20分)

町長。

●町長

3点目でございますが、役場の政策形成力の向上についてということでございます。

奈井江町では、かねてから職員の研修など、人材育成にも積極的に取り組んでいるところでございまして、昨年だけでも延べ34人の職員に18件の研修を受講させております。

昨年9月には、東京にある自治大学校の教授が、「熱心に人材育成に取り組む奈井江町の視察を行いたい」と来町されまして、奈井江町の職員研修に対する評価も頂いたところでございます。

また、今回、まちづくり町民グループワークの開催の際には、「住民サービスの現場を担う、我々係長職が中心となって会議に臨みたい」との申し出を受けまして、4回にわたって実施をしてきました。

私も何度か会場にいて、グループ討議の様子を拝見させて頂きましたが、「長く話す人」「遠慮して発言の少ない人」などがいる中、司会を担当する職員が一人ひとりの発言時間も考慮しながら、上手に意見を引き出し、まとめて行く進行に、これこそが町民本位の意見交換だと感じたところで、私の言いたいことは、町民から学べと、このことが一番大事だと、基本理念も、政策理念も、これは必要でございますが、自ら考え、自ら町民が作り上げる、その構想をいかに把握していくか、推進していくかということが非常に大切であると思います。

研修のみならず、このようなことが、職員の政策形成力の向上に繋がるものと考えております。

今後も、こういった姿勢で臨みたいと考えております。

いずれに致しましても、勉強だけするのではなく、研修も必要ですが、町民から学ぶと一体になって、一緒になって作り上げるということが、それが大きなポイントだと、こういうふうに思っております。

よろしくご理解頂きたいと思っております。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時22分)

石川議員。

●2番

ここであえて再質問をさせていただきますが、私はここで、公務員の人事評価と事業評価について、ちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

町民から学ぶという姿勢で、職員の方たちが頑張っている、これは私も十分評価しているところであります。

私は、町民の為に、そのように日々努力をしている職員の皆さんを的確に評価するために、人事評価が必要であるのではないかと考えております。

職員の皆さんが、それぞれの事業達成の目標を設定して、事業終了後に検証することが次の事業に繋がり、結果として地域の政策形成力が向上することになるのではないのでしょうか。

また、どんな小さな事業を行っても、そこには必ず経費が発生します。

経費という税金をかけて行った事業を検証して、成果品をその後の事業に生かす為に事業評価も必要ではないのでしょうか。

そして、私は過去の事例というのは、成功事例よりも失敗事例の方が役に立つと思っ

ております。

失敗が良くないのは、これは当然でございますが、職員が失敗を恐れなくて町民の為に前向きに伸び伸びと仕事を行える環境を提供しなければならないと思っております。

それを提供できるのは、ここにいらっしゃる町長、副町長、教育長の理事者を始め、管理職の皆さんであると思えます。

只今申し上げた、職員の伸び伸びと仕事ができる環境を作り、同時に人事評価と事業評価を行う事が、役場の政策形成力を向上させる事に大きく役立つと思えますが、いかがでしょうか。

●議長

(11時24分)

町長。

●町長

人事評価と、事業評価というご質問でございますが、私どもは人事評価的なことは、あまりしてません。

ただ、その中で、それぞれの活躍ぶりというのはきちっと私ども把握しております。

そういった中で、人事評価になるかどうかは分かりませんが、そういう評価の仕方を致しておりますから、そういうことで今後とも、より、リーダーシップ性を発揮しながら、政策力の向上に繋げていきたいと、こういうふう考えております。

事業評価でございますが、全くそのとおりでございます。失敗した例も含めて、一つの事業が完了致しますと、それをきちっと評価する、これは私どもやっておりますから、そういうことをなお継続しながら、恒常的にやっていきたいと、こういうふう考えておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

●議長

(11時26分)

石川議員。

●2番

先ほどの2つの質問と今の3つ目の質問、これを私なりに集約させて頂くと、人口減少に対する対策は、医療、福祉、教育、産業等の、町長もおっしゃってありました行政の基本的政策が大きく影響し、全てが関連していると私も思っております。

町長は、第6期まちづくり計画は、町民の意見を細やかに聞き、町民と共に作成すると町政懇談会を含めて全町に策定の基本的な考え方を示されておりますが、同時に縮小する社会を見据えながら、今申し上げた方法を含めて、行政の政策形成力を向上させて策定していかなければならないと思っております。

第6期まちづくり計画が、素晴らしい計画になることを期待して、また、今朝の北海道新聞の掲載記事にもございましたが、28年の経験を活かした発信力と発言力を大いに期待致しまして、質問を終わりたいと思えます。

どうもありがとうございます。

●議長

以上で、石川議員の一般質問を終わります。

(4. 6番森議員の質問・答弁)

(11時27分)

●議長

引き続き一般質問を行います。

6番森議員。

(6番 登壇)

●6番

改めて、おはようございます。

第3回の定例会、出席大変ご苦労さまでございます。

今定例会において、私は、町長に対しまして大綱1点、教育長にも大綱1点の質問を致したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まずはじめに町長に質問を致したいと思っております。

今、大都市以外全国の市町村で、大変大きな問題となっております、少子高齢化による人口減少についての質問を致したいと思っております。

このことは、各市町村だけの対策では、決して解決するものではなく、基本的には、第一に国が抜本的な対策を講じる問題とは思いますが、しかしながら各市町村でも、対策を講じなければならないとの思いから質問をしたいと思っております。

奈井江町の人口が、昨年11月に6千人を切りました。

このことは町長も当然ご承知の事と思いき、そうした中において、日本創生会議は、先ほど石川議員の中にもありましたように、今年5月に「消滅市町村リスト」を公表致しました。

消滅可能性リストが、その議論に大きな一石を投じていて、大変大きなインパクトを与えています。

この報道に、私自身も、大変大きな衝撃を受けております。

日本創生会議による消滅可能性都市とは、2010年の実施の国勢調査を基準人口と致しまして、国立社会保障・人口問題研究所が行った2040年までの人口推計に人口移動が収束しないと仮定して算出したものであります。

20歳から39歳の女性人口が半減する896市町村のことであります。

その内523の自治体は、このままでは消滅可能性が高いと言われております。

そうした中において、わが町、奈井江町は、若年女性人口変化率ランキングでは、40位に位置されており、2040年には人口2,810人になると推計されております。

この数字は、地域間の人口移動が将来も収束しないと仮定をしていて、独自に推計を

しているために、分析方法に、私は少し問題はあるかと思いますが、しかしながら、我が町の人口は、減ることはあっても、増えることがなかなか考えられないと思います。

このように少子高齢化が進む中において、人口が年々減って行く現状を町長はどのように受け止めて、把握しておられるのか、まず、はじめにお伺いします。

続いて、人口減少に何が何でも、今、歯止めをかける手立てをすることが必要だと思います。

今、しなければならぬと思います。

その1つに、定住化対策が必要と思いますが、このことについて、どのように考えておられるのかお伺いしますけれども、先ほど、石川議員の中でこの部分に関しては、答えられておりますので、答弁はよろしいかと思います。

続いて、人口減少を食い止めるには、若い人に、我が町に、住んでもらう必要があると思います。

そのためには、定住対策とあわせて、なにより職場の確保が必要になるのではないかと思います。

この職場の確保に向けた対策はどのように考えておられるのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

あわせて、職場の確保のためには、企業誘致の必要性が出てきますが、誘致のための支援策も必要となってくることと思います。

どのような支援策を考えておられるのか、この点についてもお伺いします。

以上、町長に人口減少に関係した質問を、4点でありましたけど、答弁は3点でよろしいかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

●議長

(11時32分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

森議員の質問にお答えして参りたいと思いますが、人口減少の現状を把握と、今後の対応策をどう考えているかということでございますが、まずは、1点目の少子高齢社会の中で、人口減少などの、現状をどのように把握しているかということでございますが、過疎、そして少子高齢の問題は、奈井江町だけでなく、今、森議員の質問の中にもありましたように、まさに全国的な課題ではあります。

ただしかし、私ども、地方自治体の長としては、きちっとやはりこれを解決していくというか改善の方向に向かわさなければいけない。

したがって、現状をきちっと認識しなければいけないということは、事実でございますが、過疎、そして少子高齢の問題は、奈井江町だけでなく全国的な課題ではあります。が、国勢調査における奈井江町の人口が、平成2年には8,075人、8千人でございますが、その後、平成12年には7,309人になっております。7,300人でござ

いますが、本年7月末の人口が5, 914人でございます。

この20年の間に2, 161人の人口減になっている一方で、立地企業におきましては、工場の拡張等がなされまして、近隣市町からの通勤者の数は、格段に増えている状況であります。

町と致しましては、昨年11月、奈井江町の人口が6千人を下回る状況にあって、人口減少に歯止めをかける視点も持ちまして、高齢者・障がい者が、安全・安心に暮らしていけるように「高齢者等支え愛条例の制定」や「子ども医療費無料化の高校生までの拡大」等について、実施をしてきたところでございますが、現在、策定中の次期まちづくり計画につきましては、定住施策を最重要課題の1つとして捉えて参りたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

2点目は、よろしいということでございますから、3点目、4点目について、若い人が奈井江町に住む上で、働く場所の確保が必要、加えて、そのための支援も必要とのご質問でございますが、私も森議員と同様、若い人たちの働く場所の確保は、たいへん重要なことと考えております。

先月実施致しました、町内各企業の社長さんとの面談においては、「来年度も、20人規模の採用計画がある」ということをお聞き致しているところでございまして、今一つ申し上げたいのは、先ほどもちょっと申し上げましたが、国の関係機関において、「生活困窮に陥った若者の多様な就労支援、自立生活の支援に係るプロジェクト事業」の議論が開始されようとしておられるところでございまして、そういった機会を通じて、働く場所の確保についても、取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時36分)

森議員。

●6番

今ほどの町長の答弁で十分理解はします。

あえて、言わせて頂けるなら、本当に先ほどから、石川議員の質問にありましたように、定住化対策については、色々と町としても独自の対策を講じて頂いているということは、私自身も十分認識しているところでございます。

しかしながら、この部分に関しては、私の考え方からすると、もう少し、インパクトがあってもいいのかなと、日本創生会議のような、あのぐらいの大きなインパクトを与えるような政策があってもいいのかなという私の考えなんですけれども、それと合わせて、今、雇用の問題が、これは定住化対策において働く場所というのが一番、これ、必要なことだと、私自身も思っております。

そういうことを合わせてみますと、今、奈井江町には大変優秀な企業があります。

そこは今、今後とも従業員を確保するためにも、それぞれ鋭意努力して頂いていると共に、我々もそれに対して、町としても支援もしてきているのかと思っておりますけれども、

そういった企業、ある企業に対しても支援も必要だと思うし、新たに来るところに対しても出来るだけの、どこまで出来るか分かりませんが、できる範疇の支援は必要かと私は思いますので、その点について、今後とも対策を講じて頂くようお願いするところでございます。

続いて、教育長の方に質問致したいと思います。

教育長には、全国学力テストの結果の公表の検討について質問を致したいと思います。

8月27日の新聞において、全国学力テストの結果の公表を検討すると、新聞に報道されておりました。

この学力テストはいうまでもなく、小学6年生と中学3年生を対象に、国語・算数・数学を基礎編・応用編に分けて4月に実施しているものであります。

これまでは、文科省が都道府県別の平均正答率に限って公表してきたものですが、今回からそれぞれの教育委員会の判断で、市町村別、学校別の平均を公表できるように制度を変えたものであります。奈井江町は、小中学校、各一校しかないので市町村別になるかと思いますが、公表することは、私は、大いに評価するものであります。

これを取り組むに当たり、公表の仕方には、2つの方法があるとお伺いしますが、教育委員会では、どちらの方法で行うのか、この点について、まず、お伺いします。

また、公表するとなれば、当然学校との連携は取れているものと思いますが、教師が学習の達成度や苦手な部分を見極め、学習や授業の改善に結びつける判断力が問われていくこととなります。

そのためには、先生方の個々の技量が問われ、それに対応するために研修が必要になってくるかと思いますが、どのように対応されていくのか、この点についてお伺い致します。

●議長

(11時40分)

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

改めまして、おはようございます。

只今の森議員の質問にお答えをさせて頂きたいと思います。

全国学力・学習状況調査につきましては、小学校6年生、中学校3年生を対象に、本年度におきましては、4月22日、国語基礎・応用、算数または数学基礎・応用の4つの学力調査と、生活面でのアンケート調査であります学習状況調査を実施をしたところでございます。

結果公表に関しましては、従前、市町村においては、学校長の裁量により、自校の結果を公表することが認められていたことから、小・中学校とも、学校だよりにより、調査結果を公表し、保護者をはじめ、地域住民に、説明責任を果たして来たところでございます。

さらには、本年度より、教育委員会の判断により、公表することが可能となったことから、調査結果の公表に向けて、校長会との協議を重ねてきたところでございます。

教育委員会と致しましても、町民各位に対し、説明責任を果たすべく、本定例会の教育行政報告において、簡易な表現ではございましたが、本町の学力テストの状況を、ご報告申し上げたところでございます。

なお、今後の広報等で公表する内容、表現方法につきましては、本町の場合、1町、1校でありますことから、学力調査においては、数値表現ではなく、文書表現により、序列化等に繋がらないよう、配慮したものに致したいというふうに考えてございます。

また、生活面でのアンケート調査である学習状況調査では、児童生徒の睡眠時間、1日の学習時間、読書の時間、それからテレビ、ビデオ等の時間など、児童生徒の家庭学習や生活状況を町民各位に、ご理解を頂くため、全国・全道と対比した数値表現によるなど、具体的に、お知らせをしたいというふうに現在、考えてございます。

いずれに致しましても、公表する内容、表現方法等につきましては、校長会と充分にご協議をし、検討して参りたいというふうに考えてございますので、ご理解の程をお願いを申し上げたいと思います。

次に、教職員の指導力向上についての研修体制についてでございます。

学力学習状況調査のデータ分析に伴う、きめ細やかな学習指導を実践し、更に、質の高い教育を提供するには、直接、子供たちに携わる教職員の力量に負うところが大きいと、私どもも十分認識をさせて頂いております。

このことから、外部機関での各種研修会への参加、研究団体への支援、校内研修の充実、公開授業の実践、また、道教委の指導主事による授業参観による、授業力向上へのアドバイス等を頂くなど、実践をしているところでございます。

「生きる力」を身に付けることに繋がる、学力向上は、子供自身、また保護者、地域住民の願いであることから、研修体制の支援を今後も継続して参りたいというふうに考えてございますので、ご理解をお願いを申し上げたいと思います。

以上、答弁と致します。

●議長

(11時43分)

森議員。

●6番

教育長の答弁ありがとうございました。

今回は学力テストの結果は、先般、教育長の方が報告がありまして、上がったという報告がありました。

これはもう大変、学校関係者それぞれが努力して頂いた結果かという思いがします。

しかしながら、これは、日本全国同じだと思いますけれども、家庭学習が最近非常に、家庭学習のする時間が短くなって、しない子が増えているという状況があります。

ここの部分をもう少し、連携を取って強化することになれば、もっともっとそれなり

に結果はついてくるかなという思いがします。

その辺はやっぱり先生方と家庭との、連携が必要かと思えますけれども、その辺の充実を図って頂くことが結果が上がるというふうに思えますので、その辺をもう一度どういった連携を今後考えておられるのか、家庭学習について、どういった考えをしておられるのか、もう一度教育長にお伺いします。

●議長

(11時45分)

教育長。

●教育長

只今の森議員の、特に家庭学習に関する取り組みについて再質問がございましたので、その点についてご答弁させて頂きたいと思えますが、今の、特に先ほどご答弁させて頂きました学習状況調査、アンケート調査においても特に私どもの小中高の子供たちについては、全国それから全道に比べましても、家庭学習の時間がやはり残念でございますけれども、少ない状況ということで、ずっと続いているということでございます。

そういうことから、私ども教育委員会、そして、学校側に致しましても、特に、家庭学習について、特に保護者に対して、お願い等々させて頂いているということでございます。

具体的に申し上げますと、小学校でいきますと、特に今お話も出てますが、テレビ番組にもちょっと出ておりましたが、特に低学年については、子供部屋での学習よりも、茶の間での学習、そして親御さんの前で勉強している、それが10分、20分、30分でもいいんですが、そういった親御さんの前で、勉強している、それが親御さんからお声をかけて頂いて、そして、子供も安心をし、そしてそれが励みになっていくということで、学力向上に繋がっていくということで、これについては、小学校、特に力を入れて、保護者の方に、ある意味お願いをしているという実例が一つございます。

それともう一つ、中学校でございますが、これも先ほどのアンケート調査で、全国、全道においてもウエイトが高いのが、携帯電話、それからスマホの使用の状況でございます。

これは、言われているとおり学力の低下に繋がる、そして、いじめの温床、それと場合によっては犯罪行為、被害等々の非常に今、社会問題化になっている問題でございますが、中学校と致しましても、特に学校だよりに非常に厳しい表現でございますが、親御さん、保護者に、これは、持たせるとするのは、これは保護者の責任でございますので、そういったものを注意喚起をすると共に、卒業するまでは預かる等々も強い表現で行っているという事例もございます。

そういうことから今後とも、学校、それから教育委員会等々、協議を、そういう先ほど言いましたアンケート調査等々で問題となっている部分も含めて、対応していきたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

●議長

(11時48分)

森議員。

●6番

ありがとうございました。

今、お話をされたように、本当に、学力だけが全てではないんですけれども、学力を少し上げることによって、生きる力が生まれてくると思います。

そういった意味で、先ほども言いましたように、学校、家庭との連携を密にしながら、今、足りない部分をそれぞれ補って頂くように、委員会としても努力して頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上、申し上げます、私の一般質問を終わりたいと思います。

●議長

以上で、森議員の一般質問を終わります。

以上で、町政一般質問を終わります。

ここで、休憩をしたいと思います。

再開は、1時00分と致します。

暫時休憩とします。

(昼休憩)

(11時49分)

日程第4 7議案一括上程・報告

(12時59分)

●議長

会議を再開します。

日程第4

認定第1号「平成25年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「平成25年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第6号「平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第7号「平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、7議案を一括議題とします。

7議案については、決算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(審査報告書)朗読。

●議長

決算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

決算審査特別委員会、委員長、9番鈴木議員。

(特別委員長 登壇)

●9番

皆さん、大変お疲れさまでございます。

それでは私の方から、決算審査特別委員会報告書、細部について申し上げます。

全委員出席のもとで、提出されました決算書並びに関係資料と各担当課長の説明を求めながら、慎重に審査を実施したところであります。

7つの会計の決算につきましては、先ほど局長から申し上げましたように、全て全会一致をもって認定、合わせて監査委員の決算監査意見書についても適切であると承認することに決定致しました。

人口減少と少子高齢化の急速な進展などにより、地方自治を取り巻く環境が非常に厳しい状況下にあつて、積極的な広域行政と徹底した行財政改革の結果、平成25年度にあつても、各会計とも実質赤字等は発生しておらず、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当せず、実質公債費比率、将来負担比率とも健全財政を堅持されていることを総合評価するものであります。

それでは、具体的に出されました主な意見、要望につきまして、ご報告申し上げます。

まず最初に一般会計の歳入では、町税については町政運営の自主財源であり、納税者の公平性を図る上でも、今後において徴収率の向上に努め、財源の確保に更なる努力を願うものであります。

また、住宅使用料、保育料及び、特別会計の国保税、下水道使用料、企業会計の医療費等の徴収における、職員の日々の努力を評価するものであります。

引き続き、個々の滞納状況に応じた対策を講じ、収納率の向上に向けて努力願いたい。次に一般会計歳出についてであります。

広報活動の、広報ないえ発行においては、編集に工夫されカラーページを増やすなどの取り組みにより、読みやすく充実した広報誌となりました。

今後においても、町として必要な情報提供、町民が求める情報を捉えながら、一層の内容充実を願うものであります。

定住対策では、未利用町有地の活用、民間賃貸住宅等への助成、ホームページ等を活

用した空家情報の提供など、施策の充実を図りながら、積極的な取り組みが行われたことを評価するものであります。

今後においても、まちづくりの重要な施策の一つであり、新たな取り組みが継続的に実施され、定住化に繋がるよう大いに期待するものであります。

次に、防犯灯については、平成22年度からLED化に取り組んできたところではありますが、整備方法などについて検討され、環境や防犯の観点から、更なる整備の促進について努力願うものであります。

次に、子育て支援施設等については、子育て家庭の支援や子どもの居場所作りを担っています。

施設利用の形態は様々ではありますが、管理運営について、子ども・子育て会議や保護者等のニーズを捉え、利用しやすい施設づくりに努めていただきたい。

次に、がん検診等については、予防接種やがん検診は、疾病の予防、病気の早期発見、町民の健康保持に欠かせないものです。

受診率の一層の向上のために様々な機会を通じて、がん検診の重要性、情報提供やPRなどに努めていただきたい。

次に、農政については、道産米のブランド品種「ゆめぴりか」は、空知管内において、奈井江産はトップクラスの品質を維持していることに対し、生産者、関係機関のたゆまない努力に敬意を表するものであります。

引き続き、良質米生産のための対策の継続、JA・関係機関との連携により、様々な手法により農産品のブランド化に向けPRなどに努めていただきたい。

次に、奈井江商業高校への支援策については、町として高校との連携・情報を共有しながら、支援を充実してきたことを高く評価するものであります。

しかしながら、中卒者の減少が著しく生徒確保は年々厳しい状況下にあり、過日示された支援策について積極的なPRが行われるよう要望するものであります。

次に、特別会計の国民健康保険事業会計についてであります。

国保基金について、当初計画を上回る残高となりました。

今後とも、医療費等の動向を充分検討し、中期的展望に立ち健全な運営に努めていただきたい。

次に、企業会計についてであります。

経営を取り巻く環境が極めて厳しい状況にある中、病診連携を始め、砂川市立病院との病病連携など特徴的な取り組みの推進を図るなど地域医療の充実と共に、在宅ケアの推進のための体制整備、サービス内容の充実と、経営の安定化に努めていただきたい。

次に、老人保健施設会計では、健寿苑は在宅に向けて生活リハビリを中心とした中間施設です。

今後においても、その役割を果たしていくためのサービス体制の充実や環境整備を図るなど、町民が利用しやすい施設づくりに努めていただきたい。

以上、意見・要望の概要を申し上げましたが、委員会審議において出された意見要望も含めて、充分検討され対応されるよう望むものであります。

以上、決算審査特別委員会の報告と致します。

認定第1号の討論・採決

(13時09分)

●議長

認定第1号「平成25年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号の討論・採決

●議長

認定第2号「平成25年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号の討論・採決

●議長

認定第3号「平成25年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号の討論・採決

●議長

認定第4号「平成25年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号の討論・採決

●議長

認定第5号「平成25年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号の討論・採決

●議長

認定第6号「平成25年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号の討論・採決

●議長

認定第7号「平成25年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第5 議案第8号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時14分)

●議長

日程第5、議案第8号「平成26年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会のご出席、お疲れさまであります。

追加で配布をさせて頂きました議案第8号、93頁をお開き下さい。

議案第8号「平成26年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」

平成26年度奈井江町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,753万6千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年9月12日提出、奈井江町長。

94頁をお開き下さい。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、18款繰入金22万4千円を追加し2億7,224万7千円、歳入合計22万4千円を追加し47億2,753万6千円。

歳出、6款農林水産業費22万4千円を追加し2億7,657万8千円、歳出合計22万4千円を追加し47億2,753万6千円。

今回の補正につきましては8月23日26日、それぞれの日に目撃をされましたヒグマに対する、捕獲奨励金、また箱わな及び警戒用バリケード等の設置に係る費用でございます。

補正予算の内容について、歳出から説明致しますので96頁をお開き下さい。

農林水産業費、農業費の農業振興費では、農業振興に要する経費として、ヒグマ捕獲奨励金で6万円、捕獲用箱わな設置・撤去手数料で3万2千円、箱わな輸送用トラック借上料で5万9千円、ヒグマの警戒に要するバリケード借上料で7万3千円、合計で22万4千円を追加計上致しております。

以上における歳入歳出の差22万4千円につきましては、96頁、歳入予算における、財政調整基金繰入金を同額追加計上して、収支の均衡を図ったところであります。

以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました

日程第6 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時17分)

●議長

日程第6、議案第6号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の83頁をお開き下さい。

議案第6号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

平成26年9月5日提出、奈井江町長。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように変更する。

別表の項中、「中標津町外2町葬斎組合」を「中標津町外2町葬斎組合 根室北部廃棄物処理広域連合」に改める。

本議案につきましては、今ほど申し上げましたとおり、根室北部廃棄物処理広域連合が新たに加入することに伴いまして、市町村退職手当組合理約別表の変更について協議するため、提案をするものであります。

なお、地方自治法の規定により、総務大臣の許可の日からこれを施行しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時19分)

●議長

日程第7、議案第7号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

議案第7号でございますが、「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」

固定資産評価審査委員会委員、古屋吉和氏が平成26年9月18日付けをもって任期満了となりますので、砂村博幸氏を選任いたしたく地方税法第423条第3項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。

なお、履歴については、次頁に記載されておりますので、ご審議の上、ご同意を頂きたいとお願い申し上げます。

以上、提案と致します。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

日程第8 請願第1号の上程・報告・討論・採決

(13時21分)

●議長

日程第8、請願第1号「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書に関する請願書」を議題とします。

本請願につきましては、まちづくり常任委員長より、審査報告書が議長に提出されております。

審査報告書について、委員長の発言を許します。

まちづくり常任委員長、8番森山議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 8 番

皆さん、定例会出席大変ご苦労さまでございます。

まちづくり常任委員会審査報告を致します。

9月5日、本会議において付託されました、請願第1号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する請願書の審査を、11日役場議員控室にて委員会を開催し審査を行い、結果を得ましたので、その結果をご報告申し上げます。

請願第1号については、補佐人として、北海道ろうあ連盟 事務局長 金原 浩之氏、手話通訳者 石川 峰男氏が同席され、紹介議員や補佐人からの説明を受けた後、質疑を行い、慎重かつ熱心に審査を行い、採択すべきものと決定いたしました。

なお、請願の採択に伴う意見書(案)を含む2件の意見書(案)についても、合わせて審議したことをご報告申し上げます。

審議いたしました案件は、「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書（案）」、「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）」であります。

以上、まちづくり常任委員会の報告と致します。

● 議長

請願第1号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する請願書」に対する討論を行います。

(なし)

● 議長

討論なしと認めます。

請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

(異議なし)

● 議長

異議なしと認めます。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

●議長

日程第9、意見案第1号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を議題とします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。

事務局長。

●事務局長

（意見案第1号）朗読。

●議長

本案に対する質疑を行います。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第10 意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

（13時26分）

●議長

日程第10、意見案第2号「森林・林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

事務局長に一部を省略し朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(意見案第2号) 朗読。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

8番森山議員。

●8番

森林・林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について補足説明を致します。

本道の林業・木材産業は、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、一方では、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっている。

国はこうした状況を踏まえ、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、林業経営の基盤作りを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制を構築することとした。

このような中、道では、「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、様々な取り組みを支援してきたところであります。

この結果、本道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達しています。

今後もこうした取り組みを加速させ、林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国に対し、今ほど局長が朗読された記の事項を実現するよう、強く要望しようとするものであります。

全議員の賛同をお願い申し上げ、補足説明と致します。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第11 調査第1号の上程・付託

(13時31分)

●議長

日程第11、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号)朗読。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第12 調査第2号の上程・付託

(13時32分)

●議長

日程第12、調査第2号「所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第2号) 朗読。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成26年奈井江町議会第3回定例会を閉会致します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(13時33分)